

平成29年（2017年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成29年3月2日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年3月2日（木）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

不 応 招 議 員

なし

玉津充議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年3月紀北町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

3月定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、1月、2月の町行事への参加及び議員活動、大変ご苦勞様でございました。

本日から、3月21日までの長期となりますが、健康には十分留意されまして、慎重審議をお願いするところでございます。

また、町長以下、執行部の皆様方には、新年度予算の編成につきましては、本日、予定どおりに新年度予算を提案いただき、大変ご苦勞様でございました。

今議会は、新年度予算、補正予算など、それに加えて、町長の施政方針、一般質問など多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会であります。議員、執行部の皆様方の議事進行には格別のご協力をお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

玉津充議長

次に、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することといたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

脇俊明議会事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、まず会期日程のほうから朗読させていただきます。

平成29年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月2日、木曜日、9時30分、本会議。開会、町政の一般説明、議案上程、説明。一般質問の受付開始が午前8時30分からでございます。

第2日、3月3日、金曜日、9時30分、本会議。議案質疑、委員会付託、一般質問の受付が午後1時で締め切りとなります。

第3日、3月4日、土曜日、休会。休日。

第4日、3月5日、日曜日、休会。休日。

第5日、3月6日、月曜日、休会。常任委員会の予定日であります。

第6日、3月7日、火曜日、休会、中学校卒業式が行われます。

第7日、3月8日、水曜日、休会。常任委員会の予定日であります。

第8日、3月9日、木曜日、休会。常任委員会の予備日でございます。

第9日、3月10日、金曜日、休会。常任委員会予備日でございます。

第10日、3月11日、土曜日、休会。休日。

第11日、3月12日、日曜日、休会。休日。

第12日、3月13日、月曜日、休会。常任委員会の予備日でございます。

第13日、3月14日、火曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第14日、3月15日、水曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第15日、3月16日、木曜日、9時30分、本会議。一般質問。

第16日、3月17日、金曜日、休会。小学校の卒業式が予定されております。

第17日、3月18日、土曜日、休会。休日。

第18日、3月19日、日曜日、休会。休日。

第19日、3月20日、月曜日、休会。休日。

第20日、3月21日、火曜日、9時30分、本会議。委員長報告、質疑、討論、採決、閉会でございます。

続きまして、議事日程でございます。

平成29年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年3月2日（木曜日）9時30分開議。

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

- 第5 町政の一般説明
- 第6 議案第1号 紀北町健康増進施設条例
- 第7 議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
- 第17 議案第12号 紀北町道の路線変更について
- 第18 議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
- 第19 議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第21 議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算
- 第24 議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第27 議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

玉津充議長

これより日程に従い、議事に入ります。

日程第 1

玉津充議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5 番 太田 哲生君

6 番 瀧本 攻君

ご兩名を指名いたします。

日程第 2

玉津充議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 21 日までの 20 日間をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 2 日から 3 月 21 日までの 20 日間とすることに決定しました。

日程第 3

玉津充議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 23 日及び 24 日に、議会運営委員会が開催され、3 月の定例会にかかる運営等につ

いて協議が行われました。その確認事項等について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会に提案され、受理案件は、議案第1号から第22号までの合計22件となっております。また、議員定数検討特別委員会設置に関する決議と、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を協議していただき、本日の日程終了後に、追加議案として提出したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受付は、本日、午前8時30分から午後5時までと、第2日、3月3日、金曜日、午前8時30分から午後1時までとなっております。

質問の趣旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が具体的に記載されていない場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成28年度普通会計の1月分と、平成28年度水道事業会計の1月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は、議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は3月27日、月曜日、午前10時から開催され、紀北広域連合議会は、同日午後1時30分から開催されます。

また、荷坂やすらぎ苑組合議会は、3月29日、水曜日、午前10時から開催され、東紀州農業共済事務組合議会は、同日午後1時30分から開催されます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、定例会中の行事であります。3月7日、火曜日は中学校の卒業式。3月17日、金曜日は小学校の卒業式があります。また、定例会終了後の3月22日、水曜日は、幼稚園の卒園式が、それぞれ開催されますので、よろしく申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

玉津充議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は議会定例会の開催を要請させていただきましたところ、ご出席を賜わりまして、厚く御礼を申し上げます。

早速でございますが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず最初に、紀伊長島図書室と郷土資料室のオープンについてでございます。

多目的会館図書室と紀伊長島郷土資料館につきましては、平成27、28年度の2カ年で、紀北町地域振興会館の2階、3階への移転整備を進めてまいりました。

この整備が間もなく完了し、紀伊長島図書室・郷土資料室として、平成29年3月11日、午後1時にオープンいたします。

新しい図書室は、書架の高さを抑え、間隔も広くするとともに、閲覧や学習のスペースを設け、ゆったりと図書を選んだり、学習したりしていただけます。また、郷土資料室では、文化財等の貴重な遺産とともに、ふるさとの成り立ちや発展の経過などを記した歴史年表やパネルを展示しております。

今後は、これらの施設を活用して、町民の皆様の読書や自主学習等の生涯学習、歴史や文化の普及と啓発に役立ててまいります。

次に、水源保護地域内における対象事業の調査にかかる諮問についてでございます。

上里地区において計画されている汚染土壌処理業について、平成29年2月6日に対象事業として認定し、2月13日に株式会社ソイルテックジャパンより、対象事業協議書が提出されました。

これを受けまして、2月17日に紀北町水道水源保護審議会へ、水源保護地域内の対象事業の調査について、諮問をいたしましたのでご報告いたします。

なお、水道水源保護審議会での審議につきましては、3月7日に会議の開催を予定しているとお聞きいたしております。

以上、ご報告いたしまして、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

玉津充議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

玉津充議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、平成29年度の施政方針を申し述べさせていただきます。

平成29年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたりまして、町政運営にあたっての基本的な考え方と、主要事業の概要を申し述べさせていただきます。

私は、町長就任以来、すべては住民目線で、すべては住民とともにの基本姿勢のもと、現場を重視し、住民の皆様との協働によるまちづくりに取り組んでまいりました。

今後も引き続き、紀北町の抱える課題を着実に解決し、まちづくりを進めていく所存でございますので、議員の皆様並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、政府におきましては、これまでのアベノミクスによる施策の実施により、雇用・所得環境は改善し、経済の好循環が生まれているとする一方で、経済の先行きにつきましては、海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要性があり、あわせて、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々まで、その効果を波及させるよう施策を実施していく必要があるといたしております。

一方、地方経済におきましては、今後も厳しい状況が続くことが考えられることから、地場産業や観光の振興など、地域経済の活性化を図っていく必要がございます。

政府は、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生、国土強靱化、女性の活躍も含め、あらゆる政策を総動員するなど、その取り組みを加速しておりまして、地方においても、こうした動きに的確に対応していくことが求められております。

そのような中、地方創生におきましては、3年目を迎え、本格的な展開の段階に入っ

おりまして、政府は、自分たちの未来を自らの創意工夫と努力で切り拓く、地方の意欲的なチャレンジを、「地方創生交付金」によって後押しするとしております。

地方公共団体におきましては、地方版、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づきまして、情熱を持って、地域の特性に応じた取り組みを一層推進していく必要がございます。

昨年は、熊本地震や鳥取県中部地震、台風による記録的な豪雨、新潟県糸魚川市の大規模火災など全国各地で甚大な災害が発生し、多くの方々が被災され、改めて災害の恐ろしさを痛感したところでございます。

政府は、東日本大震災をはじめ、各地の災害からの復興や防災対応の強化を着実に進めるとしておりまして、地方といたしましても、引き続き、防災・減災対策に徹底して取り組んでいく必要がございます。

さて、平成29年は、紀北町の新たなまちづくりの基本的な指針となる、紀北町第2次総合計画が、スタートする年となります。

紀北町は、海・山・川の美しく豊かな自然に包まれ、特色ある地場産業が展開されております。また、世界遺産熊野古道をはじめ、全国に誇れる数多くの歴史や地域文化があります。

私といたしましては、町の将来像を、みんなが元気！紀北町～豊かな自然、にぎわいと笑顔があふれるまち～とし、次の10年に向け、紀北町の個性や魅力を生かし、自然と共生する安全・安心な暮らしをもとに、にぎわいのある、人・地域の元気を生み出すまちづくりを目指し、決意を新たに組み立ててまいります。

また、ふるさとの自然はかけがえのない財産でありまして、その豊かな自然環境を次の世代へ受け継いでいくため、しっかりと対応してまいります。

平成29年度は、紀北町第2次総合計画・前期基本計画に掲げた、4つの重点プロジェクトを中心に精力的に取り組んでいきます。

まず、安全・安心に暮らせるまちづくりにつきましては、地震・津波対策といたしまして、より早く、より高くを合言葉に、引き続き、避難路、避難所等の整備や自主防災会に対する支援を行っていくとともに、第2ステージとして位置づけてきた、相賀本地地区の津波避難ビルを兼ねた健康増進施設の完成に向け整備を進めます。また、被災時の消防機能の確保といたしまして、海山インターチェンジ付近への海山消防署の移転整備がまもなく完了しますが、さらに、紀伊長島消防署の移転整備に向けた取り組みを進めます。

また、台風や豪雨等による自然災害への対策といたしまして、引き続き、三浦及び矢口

浦地区の海岸保全施設整備、道路・河川の整備や橋梁の耐震化等のハード対策に取り組んでいきます。

これらの対策とあわせて、紀北町地域防災計画に基づきまして、防災教育や防災意識を高める啓発活動など、地域における防災体制の強化を一層進めてまいります。

次に、健康で元気に、生涯現役で暮らせるまちづくりにつきましては、まず、健康は笑顔をつくり、幸福の基礎となるとの考えのもと、健康のまち 紀北町の実現に向け、町民の皆様が、自ら健康の保持や体力の維持に努めていただけるよう、食事の余分なカロリーを少し減らすとともに、普段より運動時間を少し長く確保しようと、ちょい減らし+10を合言葉に、健康づくりや健康管理の取り組みのすそ野を広げながら、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図ります。

本年9月の完成に向け整備を進めている、屋内温水プールを備えた健康増進施設につきましては、町民の皆様の健康づくりと体力向上、スポーツ振興を図る拠点として、魅力的な施設となるよう事業を展開してまいります。

成人保健対策といたしましては、肺がん・大腸がん・胃がん検診に加え、新たに子宮頸がん・マンモグラフィによる乳がん検診の無料化に取り組むとともに、予防接種への助成、健診機会の充実や健康相談の実施等によりまして、病気の予防や早期発見・早期治療につながる取り組みを進めます。

また、障がい者への支援や高齢者の健康づくり、生きがいづくりに資する取り組みを進め、安心して暮らせる地域福祉体制の確立を目指します。

さらに、地域がにぎわい、人が交流するまちづくりにつきましては、昨年、紀北町におきまして、東海地方では初めてとなるアウトドアスポーツイベント、三重 紀北SEA TO SUMMIT が開催されるなど、当町の魅力に注目が集まる中、これを集客交流のチャンスととらえ、地域振興施設始神テラス、道の駅紀伊長島マンボウや道の駅海山を情報発信の拠点として、紀北町の魅力ある物産や食、イベント等のPRを進め、観光誘客につなげてまいります。

また、紀北町は、平成33年の国民体育大会におきまして、少年女子ソフトボールと公開競技のグラウンド・ゴルフの開催地に選定されておりまして、引き続き、国民体育大会の開催に向けまして、赤羽公園の施設整備などに取り組むとともに、スポーツ合宿や大会の誘致、町長杯スポーツ大会の開催など、スポーツ交流を進め、スポーツによる地域の元気づくりへの機運を高めてまいります。

また、紀北町の伝統的基幹産業であります、農林水産業の生産基盤が安定するよう整備を進めるとともに、新規就農者や小規模事業者への支援を行うほか、地域資源を生かした新たな商品づくりやブランド化につなげるため、商品企画や販路拡大、人材育成など地域の魅力アップに取り組み、産業振興を図ります。

最後に、子どもを安心して産み育てることができるまちづくりにつきましては、子育てしやすい環境づくりに向け、子育て世代への情報提供を行うポータルサイトの充実を図るとともに、放課後児童対策や母子保健事業の推進、ひとり親家庭や障がい児を持つ家庭への支援など、様々な子育て支援施策に取り組みます。

引き続き、子ども医療費の助成、第3子以降の保育所・幼稚園の保育料や給食費の無料化、小学校入学対象者への学用品の支給など、子育て世帯の経済的負担の軽減に取り組みます。

また、将来を担う子どもたちが、明るく、元気に楽しみながら学校での生活が送れるよう、学校設備等の整備や学校図書の実充など教育環境の実充に取り組みます。

平成29年度当初予算につきましては、第2次紀北町総合計画・前期基本計画を踏まえまして、次の考え方を基本に、編成したところであります。

まずは、厳しい財政状況や様々な社会情勢の変化をしっかりと認識した上で、将来にわたり財政の健全性の維持に努めながらも、新たな住民ニーズへの対応や、本町の将来を見据えた重大な課題に取り組んでいくというものでございます。

先に申し述べた4つの重点プロジェクトの推進のほか、集会所建設や道路整備、環境保全対策など身近な生活環境への対応に加え、地域への経済効果を高め雇用確保につながる取り組みについても進めることといたしております。

これらを基本といたしまして予算編成を行った結果、本町の平成29年度一般会計当初予算の総額は104億6,564万2,000円で、前年度に比べますと6億1,174万2,000円、6.2%の増となっており、町民の皆様の暮らしを守るため、必要な事業や投資について、積極的に取り組みを進める予算となっております。

これによりまして、合併後の当初予算といたしましては、もっとも規模の大きな予算となり、特に、投資的経費である普通建設事業は、昨年度より7億5,711万3,000円、51.8%増の22億1,949万1,000円となっております。

財政の厳しい中ではございますが、国・県の補助金・交付金をはじめ過疎対策事業債、合併特例事業債など有利な起債の活用を図るとともに、財政調整基金などの繰り入れによ

りまして財源を確保し対応してまいります。

それでは、平成29年度が初年度となります、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の5つの基本目標に沿って、主な施策の概要について申し上げます。

まずは、基本目標1つ目のずっと暮らせる安全・快適なまちについてでございます。

南海トラフ地震は今後30年以内の発生確率が70%程度とされていることから、防災・減災対策がますます重要となってまいります。

東日本大震災以降、自助、共助、公助の連携のもと、自主防災会からの緊急の要望を中心に、できるものから積極的に事業を実施してまいりました。

今後も、自主防災会や自治会からの要望につきましては、適宜適切に対応することとしておりまして、引き続き、津波避難路や避難誘導灯の整備、防災倉庫の設置などを進めてまいります。

これら第1ステージに位置付ける事業に加えまして、さらに第2ステージとして、津波避難ビル等の整備や消防署の移転事業を進めておりまして、紀伊長島消防署の移転に着手するとともに、相賀本地地区の津波避難ビルを兼ねた、健康増進施設を整備することで、地域住民の方々の安全・安心の確保を図ります。

また、共助の要となる自主防災会活動の一層の活性化を図るために、自主防災会活動支援補助金を継続するとともに、消防団の装備充実などを進め、地域防災力の強化を図ります。

本町の防災アドバイザーである三重大学の川口淳准教授をはじめとする、産官学連携による地域防災支援事業に取り組みまして、自主防災会等と連携のうえ、地域の特性を踏まえた避難行動や、様々な被害を想定した防災訓練を実施するとともに、防災講演会、研修会等の開催、児童・生徒へのタウンウォッチングなどを通じた防災教育を推進し、防災意識の一層の高揚を図ります。また、引き続き食料などの備蓄品や、大規模災害時に重要となる指定避難所対策としての発電機、投光器などの資機材の整備を図ります。

台風や大雨などの自然災害や火災、救急業務への対策でございますが、三重紀北消防組合や消防団と連携強化を図るとともに、被害軽減のための早期避難や的確な情報伝達のための防災行政無線や行政放送番組の活用などに加えまして、水防対応の強化や雨水排水対策などへの取り組みを推進してまいります。

次に、漁港海岸保全施設整備では、引き続き三浦漁港海岸におきましては、堤防本体工事、古戸川水門工事を行うとともに、矢口漁港海岸におきましては、白越地区陸閘工事、

堤防本体工事を行い、事業の早期完成に努めます。

鍛冶屋又官行造林地の深層崩壊地につきましては、県による谷止工4基が計画され、現在3基目を施工中でございます。

また、国におきましては、谷止工1基、スリットダム1基が設置されておりましたが、一昨年の台風15号による長島港への流木被害を重く受け止め、スリットダム1基、床固工1基を設置していただいたところでございます。

今後とも、鍛冶屋又官行造林地につきましては、切れ目のない対策を国、県、町の3者協議によりまして、進めていくことといたしております。

また、人家等への倒木による被害を予防するため、自治会などが行う人家裏危険木伐採事業への補助や、流れ木による河川下流域、海域への被害の軽減を図るため、河川周辺立枯れ木整備事業を引き続き行ってまいります。

さらに、町内の水害や土砂災害を未然に防止するため関係機関との連携のもと、河川改修や河口閉塞防止、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進してまいります。

津波浸水被害を防止・軽減するため、防潮堤などの改修整備に努める中で、土石流対策では、県砂防事業といたしまして、海山地区の矢口浦・寺ノ谷川と紀伊長島地区の三浦・オカ谷の砂防工事が引き続き計画されております。

急傾斜地崩壊対策では、県事業として紀伊長島地区の松本・新町地区と西町地区における、法面对策工事が引き続き計画されています。また、海山地区におきましては、新たな箇所要望を行ってまいります。

河川対策では、県河川事業といたしまして、引き続き、赤羽川の堤防補強工事、銚子川・赤羽川の堆積土砂の撤去が計画されております。町管理河川の整備におきましては、新たに海山地区の普通河川大船川の土砂撤去、紀伊長島地区の普通河川片上川の護岸整備を実施します。

港湾・海岸整備では、県事業として長島港の江ノ浦大橋耐震化工事や中ノ島地区での高潮対策工事が引き続き計画されております。引本港では、船津川・銚子川の河口閉塞解消に向けまして、河口掘削が引き続き計画されておまして、あわせて、高浜海岸の浸食について対応を求めてまいります。

交通安全施設整備事業では、県事業として海山地区の県道須賀利港相賀停車場線交通安全事業が計画されております。町事業では、紀伊長島地区の中州地区防護柵設置事業の実施のほか、町内一円の交通安全施設対策事業を推進してまいります。

地籍調査事業では、海山地区の鯨地区の地籍調査を引き続き実施するとともに、円滑な土地取引及び災害時の早期復旧などのため、今後も国土調査法に基づきまして、計画的に事業を推進してまいります。

本町の道路網は、紀勢自動車道、国道42号、国道260号、国道422号の基盤道路のほか、県道10路線、町道1,008路線がそれぞれ機能をもち、産業活動や住民生活を支える基盤となっております。今後も住民生活の利便性・安全性の向上など、幹線道路の整備を促進してまいります。

また、県の道路事業では、紀伊長島地区の国道422号下地・志子地区他1事業及び長島港古里線、海山地区の矢口浦上里線の道路改良事業が、引き続き計画されております。また、新たに海山地区の県道海山尾鷲港線小山浦地区の道路改良事業が計画されています。

町の道路事業につきましては、海山地区の矢口奥5号線他2事業の道路整備を引き続き実施するとともに、新たに相賀相神2号線他2事業の道路整備及び相賀相生町2号線の道路舗装を実施いたします。紀伊長島地区では、引き続き、井ノ島山本2号線他2事業の道路整備及び久賀坂1号線他1事業の道路舗装を実施するとともに、新たに、山本5号線他1事業の道路整備及び井ノ島山本5号線他1事業の道路舗装を実施いたします。

さらに、県事業では、海山地区の県道須賀利港相賀停車場線の橋梁耐震事業が計画されております。町事業では、橋梁長寿命化計画に基づきまして、新たに海山地区の相神橋、紀伊長島地区の片上6号橋の長寿命化修繕工事及び耐震化工事を実施いたします。また、トンネル長寿命化計画に基づきまして、海山地区の白浦トンネルの修繕工事、道路ストック総点検に基づきまして、紀伊長島地区の長島下地線の法面修繕工事を引き続き実施いたします。

町営住宅管理事業では、紀北町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、引き続き、海山地区の汐ノ津呂団地の修繕工事と、新たに、あけぼの団地A棟の修繕工事を実施いたします。老朽化した町営住宅につきましては、小山団地、2棟の取り壊しを実施いたします。

また、全国的にも問題となっている、適正に管理されていない空家等について、適正に管理されるよう指導等を行うとともに、生活環境の保全を図るため、危険な空家等への対策に取り組んでいきます。

水道事業では、平成29年度に策定した水道事業基本計画による年次計画に基づきまして、管路の布設替えや施設の更新等に取り組んでおりますが、平成29年度には、簡易水道事業を上水道事業に経営統合し、効率的な運営などによりまして基盤の強化を図ります。

また、年次計画の見直しを行い、漏水等の多い箇所や施設の更新、水質検査のデータを注視しながら、安心・安全な水道水の提供に努めてまいります。

環境衛生対策では、廃棄物の発生を抑制し、有益な廃棄物を資源化することで、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりに取り組むとともに、安定的に廃棄物処理をしていく必要がございます。そのため、ごみ減量と発生したごみを資源化する活動として、ごみ減量化の勉強会・講座、資源ごみステーションの増設、町広報等による効果的な啓発を行い、ごみの排出抑制、リサイクルの推進に努めてまいります。

生活排水処理では、合併処理浄化槽の普及・促進に努め、設置に対して引き続き支援を行い、汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの転換を進めることで、公共用水域の水質保全に努めていくとともに、老朽化した、し尿処理施設の改修・更新を行ってまいります。

また、豊かな自然環境や住民の生活環境を守るため、水質調査、大気環境調査の実施により、公害防止の監視を徹底し、環境保全に努めます。老朽化した既存の通常ごみステーションの取り換えなどへの助成、不法投棄を防止するための啓発看板設置等のほか、環境パトロールを強化していきます。

RDFごみ処理施設に代わる新たなごみ処理施設につきましては、東紀州5市町合同による広域での処理に取り組んでまいります。

次に、基本目標、2つ目のやさしさを支え合う健康・福祉のまちについてでございます。

少子・高齢化が進行する中、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育て世帯の孤立化や育児不安などの問題が、年々増加傾向にあります。少子化対策といたしまして、安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを目指し、既設の保育所はもとより、地域における子育て支援策といたしまして、引き続き、子育て支援センターや放課後児童クラブの運営に対する支援を実施するとともに、多子世帯には、保育所、幼稚園の保育料の負担軽減を図ることとしています。

特に第3子以降につきましては、保育所、幼稚園の保育料の無料化のほか、幼稚園、小学校、中学校の給食費の無料化を実施し、子育て環境の充実を図ります。

そのほか、翌年度の小学校入学予定の児童を対象に、入学時の新入学用品の支給を実施し、子育てを応援します。

また、子育て世代が、安心して子どもを産み育てるために必要となる情報を、一元的にお知らせする、結婚、妊娠・出産、子育てのポータルサイト、きほくファミラボの情報更新に努め、より有意義なサイトの運営を図ります。

さらに、新たな少子化対策の1つとして、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業を実施し、少しでも結婚しやすい環境をつくるため、結婚して紀北町に居住する新婚世帯を対象に、住居費や引越費用等の一部を助成します。

高齢者福祉施策では、介護保険法の改正に基づきまして、平成29年4月から導入される、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施が大きな課題となっております。従来の要支援対象者の訪問・通所サービスを、より高齢者の生活ニーズに合わせて、多様な形態によるサービスを利用できるよう、紀北広域連合をはじめ関係機関と調整を行っております。利用者のサービス低下につながらないように、丁寧な制度の説明、運用に努めてまいります。

また、高齢者の見守り対策といたしまして、緊急通報装置の設置、配食サービス、救急医療情報キットの配布・更新等を継続するとともに、新しい介護予防・日常生活支援総合事業によりまして、民生委員や地域包括支援センター等の連携による、地域での見守り活動や健康保持への活動を推進し、高齢者の地域での生活支援と安全対策に取り組んでまいります。

さらに、昨年の神奈川県相模原市の障害者施設で発生いたしました、殺傷事件を教訓に、高齢者福祉施設での安全対策を図るため、町立老人ホーム赤羽寮に防犯カメラ、センサーを設置し、不審者対策を施すことで、入所者の安全・安心の確保に努めるとともに、民間の高齢者福祉施設が実施する安全対策についても助成いたします。

障がい者福祉施策では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの介護・訓練等給付事業をはじめ、じん臓機能障害による人工透析などの、通院に要する経済的負担を軽減するための助成を引き続き実施いたします。

また、今後の障害者施策を進めるうえで重要となる、第4期紀北地域障がい者福祉計画及び第5期紀北町障がい者福祉計画を策定いたします。

次に、町民の皆様の健康づくりにつきましては、生活習慣病の予防のため、ちよい減らし+10を合言葉に、食生活の改善と運動習慣の定着を目指し、町民の皆様が、健康づくりに取り組んでもらえるよう引き続き努めてまいります。

すでに昨年10月から、食事・運動の両面におきまして、町民の皆様が個々に応じた目標を立て、実践できたかどうかを記録しながら定着を図る、ちよい減らし+10チャレンジ事業をスタートさせておりますが、現在までに100日達成者が250人、200日達成者が80人となっております。今後、さらに幅広い年齢層で、できるだけ多くの方々に、継続して参加し

てもらえるよう、より一層推進してまいります。

また、健康増進を目指すには、住民の皆さんとの協働が重要であるため、従来の健康づくり推進員制度を見直し、新たに、元気づくり推進員を設置いたします。

これは、国の集落支援員制度を活用して設置しようとするもので、委員には、自らも健康づくりを実践していただきながら、それぞれの地域の方々に対し、健康づくりに関する情報提供、見守りも含め、健康づくり習慣の定着化に繋がる活動をしていただき、共に元気な町づくりを目指そうとするものであります。

さらに、紀北町オリジナル健康体操の、きほく活活体操、健康ウォーキングにつきましても、運動の質の向上を目指して、あらゆる機会をとらえて定着を図ってまいります。

本年9月には、相賀本地地区に屋内温水プール、トレーニングルーム、フィットネスルームを備えた健康増進施設が完成をいたします。この施設を最大限に活用して、町民の皆様の健康増進・体力向上に繋げてまいります。また、集会所等に地域の方々が集い、運動を生活に取り入れる、はつらつクラブや、個人個人の体力の現状を知る町民体力測定の開催、健康スポーツクラブの講座の充実などによりまして、健康意識の向上や健康づくり体力の維持増進に努めてまいります。

各種がん検診事業では、かねてより肺がんと大腸がん検診の個人負担の無料化を実施してまいりましたが、平成28年度では胃がん検診をその対象に加え、平成29年度は新たにマンモグラフィによる乳がん検診と、子宮頸がん検診についても無料といたします。

国が推奨しているがん検診は、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、マンモグラフィによる乳がん検診、子宮頸がん検診と定められておりまして、これらすべてを無料にすることで、受診率のさらなる向上を図り、がんの早期発見・早期治療に努めてまいります。

さらに、受診者の利便性を図るために、特定健康診査と各種がん検診等のすべての健診を一日で受診できる、みんなでいこか！総合けんしんにつきましても、引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業では、ここ数年、一人当たりの年間医療費が、県内で一番高い状況が続いておりますが、本町の一世代当たりの国民健康保険料は、県内他市町と比べ低いものとなっております。平成29年度におきましても、厳しい国保財政運営となりますが、保険料率を改正することなく対応してまいります。

そして、高騰する医療費の適正化対策といたしまして、先発医薬品に比べて、薬価が安く、患者負担の軽減や、医療保険財政の改善につながると考えられる、後発医薬品の普及

啓発を推進いたします。

さらに、平成28年度に実施いたしました、診療報酬明細書のデータと健診データの詳細な分析の結果を踏まえまして、疾病重症化予防のためのセミナーを開催いたします。

また、特定健診・特定保健指導の受診率のさらなる向上に努めるとともに、受診要望が多く、受診枠を拡大いたしました脳ドック検診の継続実施など、医療費の抑制につながる保健事業を展開してまいります。

次に、基本目標3つ目の魅力と活力ある産業のまちについてでございます。

農業振興施策では、県営中山間地域総合整備事業を引き続き進めるとともに、安定的な利水ができるよう、一般土地改良事業などによりまして、農業用水路や揚水機などの農業生産基盤施設の適正な維持管理に努めます。

これらとあわせて、土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などによりまして、町内6カ所の排水機場の適正な維持管理を図ってまいります。

農地の有効利用といたしまして、農業の近代化を計画的に推進していくため、農業振興地域整備計画の見直しに着手いたします。

農業用施設の防災減災対策では、大規模地震に対しまして、堤体の安定性を確保するため、県営ため池等整備事業による改修事業に着手いたします。

また、人・農地プラン事業による、新規就農者への支援をはじめ、農地中間管理機構を活用した、農地の借り手と貸し手に対する支援、日本型直接支払制度による農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援を引き続き行い、耕作放棄地の解消に努めてまいります。

畜産施設等整備事業では、引き続き関係者との間で取り交わした、公害防止協定に基づきまして、環境面にも配慮した養鶏施設への転換を支援します。

有害鳥獣対策におきましては、引き続き猟友会と連携を図り、農作物などに被害を与えている、有害鳥獣の適切な駆除に努めるとともに、獣害防止用のために設置する電気柵などの資材費用の助成や、国の制度を活用した大規模柵の設置など、引き続き鳥獣害防止総合対策事業を推進し、被害の軽減を図り、営農意欲減退の抑止に努めます。

林業振興施策では、国が打ち出している、林業の成長産業化の実現に向け、供給元である川上の整備、需要先である川下の整備の観点から、施策を引き続き行ってまいります。

川上の整備では、森林組合おわせなどの林業関係団体と連携し、木材や木質バイオマスの集積拠点となる中間土場の整備を行うとともに、国、県の補助制度を活用した、施業の

集約化の促進、路網整備、高性能林業機械の導入を図り、森林資源の循環利用の促進を図ります。

町有林造成事業では、従来型造林の手法に加え、効率的な町有林経営の観点から、低コスト造林による再造林にも努めてまいります。森林組合おわせを中心とした、民間委託方式によりまして、計画的な事業量を確保することで、林業技術の伝承や雇用の創出を図りながら、適正な町有林の管理に努めます。

また、既存の町管理林道や作業道におきましては、林道・治山関係事業での維持修繕をはじめ、林道安全対策管理助成事業によりまして、森林組合おわせが管理する、林道の修繕などに補助を行うとともに、老朽化に伴う林道江竜線江竜橋架替事業では、下部工に着手をいたします。

路網の効率的な維持管理を行うため、林道橋の橋梁点検を行いまして、橋梁の長寿命化計画の策定に着手をいたします。

川下の整備では、伊勢志摩サミットにおける首脳会議用円卓に、尾鷲ヒノキ材が採用されたことで、より知名度が向上した内装材等の利用を促進するため、関係団体と連携を図ってまいります。

また、町内での地域産材の利用促進、木材関連事業のさらなる展開に対する支援の観点から、町内の製材所から出荷された地域産材を使用した住宅等に対する補助を引き続き行います。

水産業振興施策では、三重外湾漁業協同組合紀州支所、海野漁業協同組合と連携し、種苗放流による水産資源の増殖や、漁業近代化資金利子補給による漁業経営の改善、各漁協施設の修繕などへの支援、外国人漁業研修生受入対策による担い手確保など、多方面から地域水産業を支援いたします。

また、新たに創設した町単沿岸漁場整備事業と、国の水産業強化支援事業を組み合わせ、イセエビの増殖を目的とした効果的な漁場整備を進めてまいります。

漁協施設の修繕等につきましては、水産物の安心・安全の観点から進めている防鳥ネットの設置など、長島港魚市場における衛生化の対策、引本湾の養殖共同利用施設や上架施設等、8箇所の修繕に取り組みます。

町沿岸の磯焼け対策といたしまして、引き続き県営海女漁業等環境基盤整備事業により、紀伊長島地区諏訪の浜沖合におきまして、藻場造成に取り組み、アワビやイセエビの生息場の確保、稚魚の成育場の保全に努めます。

これらの取り組みと連動させ、水産多面的機能発揮対策事業によりまして、漁業者自らが行う藻場の食害生物の駆除や、漁場環境の保全活動を支援し、効率的に漁場の再生を進めます。同時に、内水面におきましては、銚子川環境保全会が取り組む河川環境の保全活動を支援いたします。

三重外湾漁業協同組合紀州支所、紀伊長島水産加工業協同組合をはじめ、水産関連団体が参画する長島地区産地協議会と連携し、魚価の向上につながる水産物のブランド化に取り組むとともに、漁獲物の地域内消費を増大させるため、魚食普及や地産地消の取り組みを推進し、地域経済の活性化を図ります。

さらに、漁港管理事業では、町内の5つの漁港の漁業生産基盤施設の維持管理を行うとともに、施設の長寿命化や更新コストの平準化、縮減を図るため、水産物供給基盤機能保全事業によりまして、島勝漁港、海野浦漁港、白浦漁港に続き、三浦漁港、矢口漁港の機能保全計画を策定いたします。

また、島勝漁港、白浦漁港の陸閘の動力化事業に着手するとともに、高潮対策といたしまして、海野地区宮前川河口部の樋門整備事業に取り組めます。

次に、商工業の振興では、町内の小規模事業者への支援といたしまして、みえ熊野古道商工会が実施する事業に対する助成や、小規模事業者の経営の安定と改善のため実施している、小規模事業者経営改善資金に対する利子補給を引き続き行ってまいります。

また、物産振興事業では、引き続き高付加価値のある特産品のブランド化と普及をはじめ、大型ショッピングモールなどでの物産PRに努めます。

オープン3年目を迎える始神テラスは、オープン1年足らずで来場100万人を達成するなど、当初の予想を上回り、交流人口200万人の達成に大きな役割を果たしております。

まちなかへの誘客効果につながる観光案内人を始神テラスに引き続き設置するとともに、道の駅紀伊長島マンボウ、道の駅海山と連携し、入込客の増加を目指します。

また、平成27年10月にスタートいたしました、紀北町ふるさと納税につきましては、返礼品による、地域経済の活性化への期待が高まっております、ふるさと納税制度の適正な運用を図りつつ、地域特産品の販路拡大などを通じて、地域経済の活性化に努めてまいります。

さらに、昨年12月30日まで開催しました年末きいながしま港市をはじめ、海・山こだわり市などの物産販売イベントへの支援を行いまして、町内産品の消費拡大につなげてまいります。

次に、観光振興施策では、紀北町を目的地としてもらえるよう、町の魅力をさらにアップさせていくとともに、常に新しい情報の発信や話題性のあるイベント等を通じて、紀北町をPRしていくため、PR用ラジオ番組などの制作、観光協会への観光振興PR活動事業や、紀北町「食」魅力アップ推進事業の委託などのほか、昨年整備いたしました、おちよぼ岩・便石山トレッキングコースを中心とした、銚子川エリアトレッキングコースに案内板を増設し、利用者の安全性の確保に取り組んでまいります。

また、昨年開催しました、三重 紀北 SEA TO SUMMIT は、初開催にもかかわらず、全9大会中、最多の参加があり、県内外から多くの方に訪れていただきました。第2回目の三重 紀北 SEA TO SUMMIT を開催することで、紀北町の「海」「山」「川」の魅力を全国に発信してまいります。

次に、基本目標4つ目の心豊かに夢を育む教育・文化のまちについてでございます。

幼児教育では、自然とのふれあいや友だちとの関わりなど、幼稚園・保育所での集団生活の中で自発的な活動を促し、発達に必要な豊かな経験を通じて、生きる力を育むとともに、家庭との連携を深め、基本的な生活習慣と協調性を育む教育を推進いたします。

学校教育では、生きる力の育成のため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進してまいります。

新教育委員会制度に伴い、総合教育会議を開催し、教育委員会との連携を密にしながら、学力・体力の向上や、学校の適正規模・適正配置等の諸課題に対応してまいります。

紀北町子どものいじめの防止等に関する条例の理念に基づきまして、町及び学校等が連携し、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、すべての小中学校におきまして、学級満足度調査を実施し、いじめの早期発見に努めます。また、子ども一人ひとりの学校生活における満足感や安心感、学習意欲等、児童生徒の理解を深めることにより、個に応じた指導を進めてまいります。

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的に、赤羽小学校に続き、赤羽中学校におきまして、学校運営協議会を発足させ、コミュニティ・スクールとしての取り組みを進めていきます。

また、全町的には引き続き、学校支援地域本部事業を実施することによりまして、幅広い分野の方々の参画を得ながら、学習支援、学校環境整備、学習教育活動等の活動を行いまして、学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力の強化のもと、町全体で子どもを育んでいく仕組みづくりを進めてまいります。

中学校では、引き続き図書館司書を配置するとともに、ふるさと納税を活用した小・中学校における蔵書の充実、読書活動の推進、学校図書館を利用した授業の充実等を図ります。

さらに、中学校におきまして、引き続き地域未来塾事業を実施することにより、学習習慣の確立と基礎学力の定着を図ります。

小学校におきましては、学習指導要領が改訂されたことに伴いまして、平成32年度より5・6年生につきましては、英語が教科化されました。3・4年生には、外国語活動が導入されることへの対応として、新たに各小学校に英語教材を整備し、小学校における英語教育の充実に努めてまいります。

また、子どもたちが豊かに、安全で安心して学べる学校環境づくりのため、学校施設の充実や整備、通園・通学路の安全確保の推進等、総合的な教育環境の向上を目指してまいります。

さらに、学校施設の耐震化が完了いたしました。各幼稚園・小・中学校の老朽化が進んでいる施設につきましては、適切な施設の修繕整備を行います。

すべての児童・生徒それぞれに個人の尊厳が重んじられ、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが一緒に学び、互いに尊重しあう感性を育むために、同じ教室で教育を受けることができるよう、介助教員、学習支援員の配置や、支援を必要とする子どもたちに合った施設改修を引き続き行うなど、学習環境の充実に努めてまいります。

生涯学習については、自己研鑽や余暇充実のため、生涯学習講座や公民館講座、パソコン講座などの学習機会の充実に努め、自主的な学習を支援するとともに、拠点となる公民館や図書室などの施設の適正な維持管理に努めてまいります。

青少年の育成では、放課後等に小学生に対して、文化、自然、体育等の様々な体験を提供する、いきいき子ども学園を開催するとともに、子ども会やスポーツ少年団の活動を支援してまいります。また、青少年育成連絡会議などの関係団体と連携して、街頭指導やパトロール、あいさつ運動等を推進するとともに、親子共同体験や家庭教育に関する講演会等を開催いたします。

生涯スポーツにつきましては、スポーツ施設の適正な管理を行うとともに、体育協会等の関係団体の支援、権兵衛の里走ろう大会や、町民駅伝大会等の開催、スポーツ体験教室等によるスポーツ機会の提供など、スポーツの普及促進に取り組みます。また、全国大会等に出場する選手の支援、成績優秀者の表彰、著名なスポーツ選手等による講演会・講習

会の開催、美し国三重市町対抗駅伝大会への参加など、競技スポーツの振興に努めます。

スポーツ交流の推進といたしましては、スポーツ合宿の誘致・拡大のため、スポーツ施設や宿泊施設の予約などを一元化し、最適な合宿プランを提供するとともに、合宿雑誌への広告、合宿パンフレットやチラシを活用して、県内外の高校・大学などのスポーツ合宿の誘致を進めます。

また、9月に完成する健康増進施設についても、プールやトレーニングルームを使用して、スポーツの振興や合宿などに活用してまいります。

スポーツ大会につきましては、町内のスポーツ団体が開催する大会の支援や、町長杯スポーツ大会を開催してまいります。平成33年に、三重県で開催される第76回国民体育大会、三重とこわか国体の少年女子ソフトボール競技及びグラウンド・ゴルフ競技につきましては、準備委員会を立ち上げるとともに、会場となる赤羽公園の改修工事を実施いたします。

文化・芸術につきましては、文化団体に対して創作活動の場や町民文化展、芸能大会など成果発表の場の提供などによりまして、文化・芸術活動を支援します。

また、一流アーティスト等による演奏会、演芸会、美術展を開催することによりまして、優れた文化・芸術に触れる機会をつくれます。

町指定文化財等の貴重な文化遺産につきましては、保全と保護に努めるとともに、住民への啓発に努めます。特に世界遺産の熊野古道につきましては、その価値と魅力を周知するため、講演会や講座、古道ウォークを開催するとともに、小中学校の古道学習に講師や語り部を派遣します。保存会等と連携して、古道やその周辺環境の維持・保全に努めるとともに、地元企業による保全活動の促進など、熊野古道の保存と継承に努めます。

次に、基本目標5つ目は、ともに担う参画と協働のまちについてであります。

今後、財政状況が一層の厳しさを増すことが予想されておりまして、高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちを創造・経営していくためには、町民の皆様との協働による町政の運営を進める必要がございます。

その一環として、昨年度から開催しております、紀北町まちづくり協議会をはじめ、各種計画の策定や事業の実施にあたりましては、町民の皆様の参画の場を増やしていきたいと考えております。

これに加え、男女共同参画社会が実現できるよう、審議会や各種委員会への女性の参画を進め、女性が活躍できる社会を目指します。

また、町民の皆様に迅速で分かりやすい情報を提供し、住民と行政との協働体制の確立

を進めるため、広報紙、行政放送番組、ホームページ、フェイスブック等を活用し、更なる行政情報の発信に努め、町民の皆様と協働のまちづくりを進めてまいります。

紀北町では、今後も人口減少傾向が続くことが想定される中、地域活性化の取り組みとして、定住、移住対策を総合的に進める必要がございます。その対策として、空き家バンク制度の充実を図るために、空き家改修支援や移住希望者に対する支援を行います。また、田舎暮らし体験ツアーの実施や、都市部で行われる移住フェアへの参加、移住・交流PRホームページや、移住者向けPR冊子の作成を行いまして、移住者の増加を図ってまいります。

以上、紀北町第2次総合計画・前期基本計画の基本目標に沿って、主な施策について申し上げます。

これまで、各種の防災対策、観光振興、健康づくり、スポーツ振興など様々な施策に真摯に取り組んでまいりました。

また、地方創生につきましては、総合計画との連携をとりつつ、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である、元気な地域づくり、住みたくなる地域づくり、産み育てたくなる地域づくり、ずっと暮らせる地域づくりの実現に向け、取り組みを進めてまいります。

このほかにも多くの課題がございますが、町民の皆様の暮らしを守るため、副町長、教育長をはじめ全職員が一丸となり、将来を見据えた持続可能な行財政運営に、より一層邁進していく所存でございます。

そして、みんなが元気！紀北町の実現に向け、紀北町が益々明るく元気で希望の持てるまちづくりを推進していくため、今後とも、議員の皆様のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、町民の皆様におかれましても、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、私の町政運営にあたっての基本的な考え方並びに主要事業の説明を終わらせていただきます。

長い時間、ご清聴ありがとうございました。

玉津充議長

町長、9ページの10行目、年度を間違えましたので、訂正をお願いします。

尾上町長。

尾上壽一町長

水道事業では、平成23年度に策定した事業基本計画によるというのが本来でございまして、私どうも平成29年度と申し上げたそうでございますので、訂正をよろしくお願い申し上げます。

玉津充議長

以上で、行政の一般説明を終わります。

玉津充議長

これにて休憩します。11時まで休憩とします。

(午前 10時 40分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 11時 00分)

日程第7～日程第34

玉津充議長

お諮りします。

日程第6 議案第1号から、日程第27 議案第22号までの22件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、議案22件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、まず提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました、各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 紀北町健康増進施設条例でございますが、町民の健康増進とスポーツの振興に寄与するとともに、地震発生時の津波緊急避難場所とする施設を設置することから、本条例を制定する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の2件でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例でございますが、安定した施設運営の保持を図るために、利用者が集中する繁忙期など時期に応じた利用料金が設定できるよう、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の3件でございますが、簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例でございますが、新たに汚染土壌処理業を対象事業に加えるにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてでございますが、三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業費の配分変更によ

る工事費の増額に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号 紀北町道の路線変更についてであります。三重県が管理する県道海山尾鷲港線の区域変更により、一部が町に移管されることに伴い、町道小山山側線の起点を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,131万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ101億9,452万7,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,939万9,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,120万8,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,738万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,313万5,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）であります。収益的支出につきましては、水道事業費用を50万円増額し、総額を2億9,813万7,000円にするものとし、資本的収入につきましては、420万円増額し、総額を1億6,577万3,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算であります。歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ104億6,564万2,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ31億7,019万3,000円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。歳入歳出予算

の総額を、歳入歳出それぞれ 5 億 4,864 万 8,000 円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 21 号 平成 29 年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 8,460 万 1,000 円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第 22 号 平成 29 年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では水道事業収益を 4 億 1,869 万 8,000 円、支出では水道事業費用を 4 億 290 万 1,000 円に、資本的収入及び支出につきましては、収入では資本的収入を 1 億 9,229 万 3,000 円、支出では資本的支出を 3 億 2,650 万 4,000 円としたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、22 件の議案をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

日程第 6

玉津充議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第 1 号について内容の説明を求めます。

宮原生涯学習課長。

宮原俊也生涯学習課長

それでは、議案第 1 号について、ご説明いたします。

議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号 紀北町健康増進施設条例

紀北町健康増進施設条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 3 月 2 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、町民の健康増進とスポーツの振興に寄与するとともに、地震発生時の津波緊

急避難場所とする施設を設置することから、本条例を制定する必要が生じたためでございます。

現在、相賀本地地区に建設中の健康増進施設は、町民の方々の健康増進とスポーツの振興、津波緊急避難場所の設置を目的に、本年9月の完成をめざして工事を進めております。

本条例は施設が完成した後の運営や管理について、必要な事項を定めようとするものでございます。

内容につきましては、次ページ以降で説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

第1条は、目的で、町民の健康増進とスポーツ振興の拠点とするとともに、地震発生時の津波緊急避難場所とするために設置し、その管理運営等に必要な事項を定めるとしております。

第2条は、名称と位置でございます。名称は、紀北町健康増進施設、位置は、紀北町相賀417番地1でございます。

第3条は、本施設で行う事業で、第1号で施設の管理運営、第2号で町民の健康増進と体力向上、第3号はスポーツの振興と競技力の向上、第4号ではその他第1条に掲げる目的を達成するために必要な事業としております。

第4条は、休館日で、日曜日、祝日、年末年始としております。

第5条は、利用時間で、午前10時から午後9時までとしております。

次のページをお願いいたします。

第7条は、利用の制限で、本施設の利用者は15歳以上としますが、講座、教室等の場合は、中学生以下も利用できるものとしております。

第8条は、使用料で、別表に定める使用料を前納するとしております。この使用料につきましては、第19条の利用料金とあわせて、後ほど説明いたします。

第9条から15条は、利用者の義務や入館の制限等を規定しております。

4ページ下段の第16条をお願いいたします。

第16条は、指定管理者による管理で、本条により本施設の管理を指定管理者に行わせることができるように規定しております。

次のページをお願いいたします。

第17条は、指定管理者が行う業務で、施設の利用許可、利用料金に関する業務、第3条に規定する事業の実施、施設、設備等の維持管理、このほか第1条に定める目的を達成す

るために必要な業務としております。

第19条は、利用料金で、第1項で指定管理者が利用者から利用料金を徴収することができるとし、第3項で、利用料金の額は、別表で定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとしています。

ここで次のページの別表をご覧ください。

使用料を規定する第8条では、使用料は別表に定めるとしており、この表により1人あたりの使用料は、消費税を含まない額で、1回1,200円、月額8,000円としております。また、利用料金を規定する第19条で、利用料金は別表で定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めることとしておりますので、この表の額を上限として設定することになります。

現在の利用料金の案といたしましては、先月の議会全員協議会でお示ししましたとおりでございます。ちなみに町内の方の月額料金は、消費税を含まない額で、一般5,000円、60歳以上4,000円、70歳以上3,000円、1回料金も消費税を含まない額で、一般800円、60歳以上600円でございます。

最後に、本条例の施行日でございますが、附則で平成29年4月1日からとしております。説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第7～10

玉津充議長

次に、議案第2号、第3号、第4号、第5号の4件についての内容説明を求めます。

濱田総務課長。

濱田多実博総務課長

それでは、議案第2号から説明をさせていただきます。

議案第2号、7ページですね。7ページをご覧ください。

議案第2号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

紀北町個人情報保護条例（平成19年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

本条例の改正内容について、ご説明申し上げますと、8ページは改正文であります。改正前につきましては、9ページから新旧対照表で説明させていただきますので、9ページをご覧ください。

第2条8項につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、以下、番号法と省略させていただきますが、番号法第26条で、情報提供ネットワークシステムの使用に関する準用規定が追加されたことから、その部分を引用している、第2条に追加するための改正でございます。

第29条第5項につきましては、番号法第31条で、情報提供等の記録についての特例について、条例事務が追加されたことから、その引用している部分を改正するものでございます。

第31条及び第43条では、番号法第26条が追加されたことに伴う、条ずれが生じており、その部分を改正しようとするものであります。

ここでおそれいりますが、8ページにお戻りいただきまして、附則によりまして、番号法附則第1条第5号に掲げる規定施行日であります、平成29年5月30日から施行するとしたものでございます。

濱田多実博総務課長

次に、議案第3号の内容説明に移ります。

議案書の11ページをご覧ください。

議案第3号 紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

紀北町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年紀北町条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

それでは、本条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

12ページは改正文であります。改正内容につきましては、13ページの新旧対照表で説明させていただきます。13ページをご覧ください。

先ほど説明させていただきましたが、番号法第19条8号に特定個人情報の提供制限について、例外事項が追加されたことから、それ以降の号ずれが生じておりまして、本条例で引用している、第1条及び第5条を改正しようとするものであります。

ここで恐れ入りますが、12ページにお戻りください。

附則によりまして、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日であります、平成29年5月30日から施行するものでございます。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第4号について説明させていただきます。

議案書の14ページをご覧ください。

議案第4号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年紀北町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

本条例は働きながら、育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえて、法律改正が行われたことに伴い、議案第4号及び議案第5号について、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

15ページ、16ページは改正文であります。

改正内容につきましては、17ページの新旧対照表で説明させていただきます。

17ページをご覧ください。

第9条は、育児休業等の対象となる、この範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるものでございます。

第9条の2は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定を整理するものでございます。

次に、18ページの第16条では、介護休暇取得可能期間の3つの期間に分割して、取得でき

ることを定めたものでございます。新たに16条の2が追加され、介護時間を設ける規定を盛り込み、要介護者がその状態に応じて、1日につき2時間を超えない範囲で休暇を取得することができるものとし、その期間、給与額の計算方法について規定したものでございます。

介護時間が追加されたことに伴い、第12条と、19ページの第18条では、規定及び見出しに介護時間を追加するものでございます。

附則第4号は、55歳以上の職員で給与が減じられて支給されている職員が、介護時間を取得した場合、減額される給与額についての計算方法を規定したものでございます。

ここで恐れ入りますが、16ページにお戻りください。

附則によりまして、第1条では、施行期日を平成29年4月1日とし、第2条では、改正前に介護休暇の承認を受けている者についての取扱を、第3条では規則への委任を定めたものでございます。

濱田多実博総務課長

続きまして、議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の内容について、説明をさせていただきます。

議案書の20ページをご覧ください。

議案第5号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

先ほど申し上げましたとおり、働きながら育児や介護が行いやすい環境整備をさらに進めるための法律改正に伴い、本条例の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の改正内容について、ご説明申し上げます。

21ページ、22ページは改正文であります。

改正内容につきましては、23ページ以降の新旧対照表で説明させていただきます。

23ページをご覧ください。

第2条では、育児休業の対象となる非常勤職員の要件を緩和するもので、残任期間によって育児休業をとることができる場合を緩和するものでございます。

第2条の2は、新たに追加されたもので、特別養子縁組や養子縁組里親に準ずるものとして、条例で定める場合を規定したものでございます。

次に24ページをお願いします。

第2条の2が追加されたことに伴い生じた条ずれを改正するとともに、第2条の3において、字句の整理を行ったものでございます。

第3条第1項は、字句の整理を行うとともに、第2号で新たに育児休業法第5条第2項の規定による育児休業の承認を取り消す場合についての規定を追加し、以降の号ずれを改正するものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

第10条は、当該1項について、既に育児短時間勤務をした場合における例外規定を定めたもので、1号は字句の整理を、2号では、育児短時間勤務をしている職員について承認を取り消された以降においても、育児短時間勤務をすることができる場合の特例を追加したもので、あわせて以降の号ずれを改正するものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

第19条では、これまでの2時間の育児時間の中に、新設する介護時間を含めた部分休業を可能としたものでございます。ここで恐れ入りますが、22ページにお戻りください。

附則によりまして、第1条では、施行期日を平成29年4月1日とし、第2条では規則への委任を定めたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のうえご可決賜りますようお願い申し上げます。

日程第11

玉津充議長

次に、議案第6号についての内容の説明を求めます。

石倉商工観光課長。

石倉充能商工観光課長

それでは、議案第6号 紀北町森林公園オートキャンプ場条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

議案書の27ページをご覧ください。

紀北町森林公園オートキャンプ場条例（平成18年紀北町条例第27号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、安定した施設運営の保持を図るために、利用者が集中する繁忙期など時期に応じた利用料金が設定できるよう、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

28ページ、29ページは改正文であります。内容につきましては、30ページ、31ページの新旧対照表で説明させていただきます。

30ページ、31ページをご覧ください。

別表の全てを改正しようとするため、全ての項目に下線が入っておりますが、変更となります部分は、1日当たりの金額、基本料の施設名、林間オートサイト、林間オートサイト（ワイド）、オートサイト（電源あり）、オートサイト（電源なし）、コテージ（8人用）、コテージ（6人用）、コテージ（5人用）横山、コテージ（5人用）平尾、バーベキュー施設。

林間オートサイトは、1,550円を1,850円以内に、林間オートサイト（ワイド）は1,850円を2,350円以内に、オートサイト（電源あり）は3,100円を4,100円以内に、オートサイト（電源なし）は2,100円を3,600円以内に、コテージ（8人用）は15,500円を23,000円以内に、コテージ（6人用）は12,300円を17,300円以内に、コテージ（5人用）横山は10,300円を14,300円以内に、コテージ（5人用）平尾は11,800円を15,800円以内に、バーベキュー施設は1時間あたり750円を3時間まで2,000円以内に、3時間を超える場合は、1時間あたり500円を加算にしようとするものです。

1年を繁忙期、通常期、閑散期に分け、シーズン制を導入しようとするもので、基本料金に以内と記載されています金額は、繁忙期の金額となります。

デイサイト、コインランドリー（洗濯機）、コインランドリー（乾燥機）、コインシャワー、駐車場につきましては、変更はありません。

また、備考欄の1及び2につきましては、変更はありませんが、3につきましては、3歳児以下を3歳未満にしようとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第12～15

玉津充議長

次に、議案第7号、8号、9号、10号の4件について、内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第7号から10号までの説明でございますが、まずは制度改正によりまして、簡易水道事業を上水道に統合することでございますが、7号から9号までの共通事項でございます。これは平成28年度3月末で、上水道に簡易水道が統合いたします。

これにつきましては、簡易水道事業につきましては、給水人口が5,000人までのところで、一般的に昔から経営基盤が脆弱であるということから、住民サービス水準の向上等を図る観点によりまして、財務、技術基盤の整備、経営体制が支援されておりましたが、平成19年度の制度改正により、簡易水道事業統合計画が提出すれば、平成28年度末までの簡易水道事業の整備は国庫補助金を受けて、統合整備ができるため、その制度を活用いたしまして、紀北町も平成26年末に、古里道瀬簡易水道を上水道への統合を完了しております。

上水道事業への統合は、管路の統合が必ずしも条件ではなく、経営統合も含まれております。このことによりまして、平成29年3月末で、三重県下の簡易水道が上水道に統合されます。また、簡易水道事業は、簡易水道事業債や過疎対策事業債の交付税算入を受けておりましたが、これに対しまして、総務省の、まだ通達まではいかないんですけども、三重県の市町行財政課に確認しましたところ、統合の翌年度から10年間、激変緩和措置として、統合前の簡易水道区域における給水人口をもって、交付税算入を予定すると聞いております。まだ、詳細については明確ではありませんが、そういった対策がとられるということでございます。

それでは、議案書32ページをお願いいたします。

議案第7号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業分担金徴収条例（平成17年紀北町条例第177号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、本条例の一部を改正する
必要が生じたためでございます。

説明につきましては、34ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。下線部分のところ、第2条の第1項では、簡易水道事業、上
水道事業と旧条例ではなっておりますが、これを一本化して水道事業としております。

また、2項につきましては、単位の表記を新条例のように訂正いたしております。

少し1枚戻っていただきまして、33ページをお願いいたします。

附則ですが、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

久保健作水道課長

続きまして、35ページをお願いいたします。

議案第8号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例

紀北町水道事業給水条例（平成17年紀北町条例第178号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、本条例の一部を改正する
必要が生じたためでございます。

内容につきましては、37ページをお願いいたします。

右が旧条例の2項のところの簡易水道事業の条例を削除するものでございます。

1枚戻って、36ページをお願いいたします。

一番下段でございますが、附則、この条例は平成29年4月1日から施行する。

以上でございます。

久保健作水道課長

続きまして、39ページをお願いいたします。

議案第9号 紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例の一部を改正する条例

紀北町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関す
る条例（平成24年紀北町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、簡易水道事業を上水道事業に統合することに伴い、本条例の一部を改正する
必要が生じたため。説明につきましては、41ページの新旧対照表をお願いいたします。

簡易水道事業におきましては、上水道事業で定められた資格要件が緩和されておりました
が、29年度からは上水道布設工事監督者の資格で、全部資格要件が使えますので、この
部分を削除するものでございます。水道技術管理者の資格についても、同様の理由でござ
います。

恐れ入りますけれども、40ページに戻っていただきまして、下段の附則でございます。

この条例は平成29年4月1日から施行する。

久保建作水道課長

続きまして、第10号でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

議案第10号 紀北町水道水源保護条例の一部を改正する条例

紀北町水道水源保護条例（平成22年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、新たに汚染土壌処理業を対象事業に加えるにあたり、本条例の一部を改正す
る必要が生じたためでございます。

45ページの新旧対照表をご覧ください。

本年2月2日に開催されました、紀北町水道水源保護審議会の中で、この汚染土壌処理
業が対象事業の認定の可否をご審議いただきまして、2月6日、審議会から対象事業とす
るという答申をいただきまして、それに伴いまして、条例を加えるものでございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第16

玉津充議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について
について、ご説明申し上げます。

議案書の46ページをお願いいたします。

議案第11号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結につ
いて

次のとおり変更委託事業契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業（平成28年度分）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 （変更前） 1億6,949万1,000円
うち三浦漁港海岸分 6,300万円
うち矢口漁港海岸分 1億 649万1,000円
（変更後） 1億7,241万円
うち三浦漁港海岸分 5,271万円
うち矢口漁港海岸分 1億1,970万円
- 4 契約の相手方 三重県津市広明町13番地 三重県 三重県知事 鈴木英敬

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について、事業費の配分変更による
工事費の増額に伴う変更委託事業契約の締結にあたり、紀北町議会の議決に付すべき契約
及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるた
めでございます。

それでは、内容についてご説明させていただきます。

まず最初に、今回、提案させていただいております変更契約につきましては、事業費の
配分変更による工事費の増額に伴い、三重県との委託事業契約の金額が変更となるため、
議会の議決が必要となったことによるものでございます。

なお、今回の変更は2回目の変更でございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

47ページをお願いいたします。

平成28年度における三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の委託事業契約における、変更前、変更後の対照表でございます。上の表が契約額の変更前、変更後の対照表。下の表が、事業概要の変更前、変更後の対照表でございます。

まず、上の表でございます。三浦漁港海岸事業費につきましては、変更前が6,000万円、変更後が5,020万円で、工事費の精算に伴う変更でございます。

事務費につきましては、変更前300万円、変更後が251万円となり、49万円の減額となるものでございます。

矢口漁港海岸事業費につきましては、変更前が1億142万円、変更後が1億1,400万円となり、1,258万円の増額でございます。

事務費につきましては、変更前507万1,000円、変更後が570万円となり、62万9,000円の増額となるものでございます。

三浦漁港海岸、矢口漁港海岸の合計といたしまして、変更前1億6,949万1,000円、変更後1億7,241万円となり、291万9,000円の増額となるもので、この金額により三重県との委託事業契約を変更しようとするものでございます。

続きまして、下の表でございます。

平成28年度の三浦漁港海岸につきましては、堤防工を施工してございます。堤防工といたしまして5,020万円、内容は堤防基礎工、被覆工、撤去工などございまして、既に完了してございます。

矢口漁港海岸につきましては、第1回目の変更で、堤防工として、白越地区の陸閘6,300万円、30mの堤防本体工としておりましたが、精算見込みに伴う事業費の配分変更により、18m増嵩し、48mとして4,765万2,000円とするものでございます。

用地測量、工損調査につきましては、完了してございます。

当初、平成28年度予算での用地取得を予定してございましたが、平成27年度繰越予算で対応が図れましたので、工事費に振り替えるものでございます。

施行期間につきましては、12月議会において、繰越明許費の議決をいただいておりますので、平成30年3月31日までとしてございます。

続きまして、48ページの三浦漁港海岸の平面図をご覧ください。

平成28年度の施行箇所は、図面左の赤色で着色した部分の堤防工として、堤防基礎工13mと、同じく赤色で着色した、図面右側の天端などの被覆工として、堤防工30mでござい

ます。

続きまして、49ページをご覧ください。

堤防改修計画の標準断面図でございます。この図面は堤防基礎工の断面図でございます。

続きまして、50ページをご覧ください。

同じく堤防改修計画の標準断面図でございます。この図面は既設堤防等を撤去した後の天端などの被覆工の断面図でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

矢口漁港海岸の平面図でございます。図面向かって右側の赤色で着色している部分が、平成28年度事業委託分の施行箇所でございます。堤防の本体工の延長48m、同じく赤色で着色しております白越地区陸閘でございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

堤防工の標準断面図でございます。この48mの区間は完成形までの施行を予定してございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

白越地区陸閘の構造図でございます。

冒頭にも申し上げましたが、今回の変更委託事業契約は、事業の精算見込みに伴う事業費の配分変更によるものでございますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

議案第11号についての説明は、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

日程第17

玉津充議長

次に、議案第12号についての内容の説明を求めます。

植地建設課長。

植地俊文建設課長

それでは、議案第12号について、説明させていただきます。

議案書54ページをお願いします。

議案第12号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路線名 町道小山山側線

2. 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は、起点、紀北町小山浦字久保54番地先から、終点、紀北町小山浦字中川原1086番1地先まで。幅員1.5mから13.0m、延長1,095.1m。表の下段、新の区域は、起点紀北町小山浦字関ノ瀬25番5地先から、終点、紀北町小山浦字中川原1086番1地先まで、幅員1.5mから13.0m、延長1,325.6m。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由、三重県が管理する県道海山尾鷲港線の区域変更により一部が町に移管されることに伴い、町道小山山側線の起点を変更する必要性が生じたためでございます。

説明は、55ページの位置図で説明させていただきます。

55ページをお願いします。

路線名は、町道小山山側線でございます。

位置図では、青色で変更前の起点から終点、1095.1mを示しており、赤色で変更後の新しい起点と延長した部分、230.5mを示しております。また、黒色の破線は、バイパス計画の位置を示しております。

今回の路線変更につきましては、小山浦地区の県道海山尾鷲港線バイパス工事を、三重県が実施するにあたり、県は原則としてバイパス工事区間の現道区間を町道として認定されてから、バイパス工事に着手することとしているため、バイパス工事と並行する県道の県道海山尾鷲港線の区間を町道小山山側線として、起点を変更し認定しようとするものでございます。

今回、起点を変更することにより、町道小山山側線の延長が1,095.1mから1,325.6mに変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

玉津充議長

次に、議案第13号についての内容の説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第13号 平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容について、説明させていただきます。予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度 紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成28年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,131万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億9,452万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年3月2日 提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、6ページをご覧ください。

第2表は、繰越明許費補正でございますが、総合住民情報システム運営事業など合計8件、1億5,782万4,000円を追加し、平成29年度に繰り越ししようとするものでございます。

7ページをご覧ください。

第3表は債務負担行為補正であります。三重県自治体情報セキュリティクラウド利用料の、平成33年度までの限度額241万2,000円を追加するものでございます。

第4表は、地方債補正であります。過疎対策事業を2億7,880万円から2億9,120万円

に、合併特例事業を6億2,680万円から、5億7,730万円に、緊急防災・減災事業を1,890万円から、1,730万円に、林道災害復旧事業を690万円から、290万円に、それぞれ限度額を変更するものでございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

第6款・第1項・第1目・ともに地方消費税交付金は、2,161万1,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は20万円の減額でございませう。

第2目・民生費負担金は、1,309万7,000円の減額で、私立保育所保育料負担金などの実績見込みによるものでございませう。

12ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第5目・商工使用料は1,156万5,000円の増額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の施設使用料の増額などでございませう。

第6目・土木使用料は4万3,000円の減額で、実績見込みによるものでございませう。

第7目・教育使用料は42万1,000円の減額で、実績見込みによるものでございませう。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は、147万6,000円の増額で、主に、障害者自立支援給付費負担金や児童手当等負担金の実績見込みによる減額及び、子どものための教育・保育給付費負担金の、公定価格の改定などによる実績見込みによる増額などでございませう。

13ページをご覧ください。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は311万6,000円の増額で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金などによるものでございませう。

第2目・民生費補助金は、2,908万7,000円の減額で、年金生活者等支援臨時福祉給付金国庫補助金などの減額と臨時福祉給付金国庫補助金の増額など、実績見込みによるものでございませう。

第3目・衛生費補助金は、34万6,000円の減額で、実績見込みによるものでございませう。

第4目・農林水産業費補助金は、6,790万円の減額で、実績見込みによるものでございませう。

第6目・土木費補助金は、2,463万2,000円の減額で、実績見込みによるものでございませう。

す。

第8目・教育費補助金は、1,528万8,000円の減額で、健康増進施設のプールにかかる学校施設環境改善交付金などの実績見込みによるものでございます。

14ページをご覧ください。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は6万7,000円の増額でございます。

第2目・民生費負担金は721万6,000円の減額で、国民健康保険基盤安定事業費負担金などの実績見込みによる減額と施設型給付費・地域型保育給付費負担金の、公定価格の改定などによる実績見込みによる増額などがございます。

15ページをご覧ください。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金は、80万5,000円の減額で、地域活性化支援事業補助金などの増額と移住促進のための、空き家リノベーション支援事業費補助金の減額などで、実績見込みによるものでございます。

第2目・民生費補助金は、476万5,000円の減額で、地域生活支援事業費補助金、地域子ども・子育て支援事業補助金などの実績見込みによるものでございます。

第3目・衛生費補助金は、26万円の減額で、精算に伴うものでございます。

第4目・農林水産業費補助金は、1,158万7,000円の減額で、精算に伴うものでございます。

第5目・商工費補助金は、175万6,000円の減額で、精算に伴うものでございます。

第6目・土木費補助金は、422万円の減額で、精算によるものでございます。

第7目・消防費補助金は、3万1,000円の減額で、精算によるものでございます。

16ページをご覧ください。

第8目・教育費補助金は、19万9,000円の減額で、精算によるものでございます。

第9目・災害復旧費補助金は、163万6,000円の増額で、林道災害復旧事業費補助金の補助対象事業費及び補助率の変更に伴うものでございます。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は660万9,000円の減額で、各選挙執行委託料の精算によるものでございます。

17ページをご覧ください。

第2目・民生費委託金は8万円の増額で、全国在宅障害者等実態調査委託金でございます。

第6目・土木費委託金は771万4,000円の減額で、海岸及び港湾の清掃委託金の精算によ

るものでございます。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は、105万4,000円の増額で、町有地貸付料の増によるものでございます。

第2目・利子及び配当金は、1万7,000円の増額でございます。

18ページをご覧ください

第2項・財産売払収入、第1目・不動産売払収入は、141万7,000円の増額で、普通財産売払収入、町有林支障木伐採代金でございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金は、4,000万円の増額で、ふるさと寄附金、ふるさと納税の実績見込によるものでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、913万9,000円の増額で、財源調整によるものでございます。

19ページをご覧ください。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は、2,000万円の増額で、ふるさと寄附金、納税推進事業に対する繰入金でございます。

第19款・諸収入、第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は152万6,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第5項及び第6目ともに雑入は、113万1,000円の増額で、20ページの電気自動車用充電器設置維持権利金の額の決定などによるものでございます。

第20款及び第1項ともに町債、第4目・農林水産業債は5,710万円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第6目・土木債は1,160万円の増額で、町道整備事業など16事業の精算見込みによるものでございます。

21ページをご覧ください。

第7目・消防債は、170万円の減額で、事業の精算によるものでございます。

第8目・教育債は、850万円の増額で、国庫補助金の減額などに伴う合併特例事業債の増額でございます。

第9目・災害復旧事業債は、400万円の減額で、事業費の減額及び県補助金の増額による財源振替などに伴う減額でございます。

これで歳入予算のご説明を終わらせていただきます。

玉津充議長

財政課長、ここでとめてくれますか。

玉津充議長

ここで暫時休憩します。午後1時まで休憩とします。

(午後 0時 01分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 1時 00分)

玉津充議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、一般会計補正予算（第5号）の歳出予算についてご説明いたします。

22ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は、172万円の減額で、議員報酬などの精査によるものでございます。

23ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は、645万7,000円の増額で、職員の休職などによる一般職員給与の減額と、退職手当調整額特別負担金の増額による職員人件費の増額及び、嘱託職員等賃金の精査による減額などでございます。

総合住民情報システム運営事業は、補助金の増額に伴う財源更正でございます。

第3目・財政管理費は、250万円の減額で、財務会計システム運営事業の電算事務委託料の実績見込みによるものでございます。

第5目・財産管理費は、2,970万7,000円の増額で、ふるさと応援基金積立金などの積立金の増額と、庁舎管理事業などの精算見込みによる減額でございます。

第6目・企画費は、1,297万2,000円の増額で、24ページのふるさと寄附金（納税）推進

事業2,000万円の増額のほか、事業の実績見込みによる減額及び財源更正によるものでございます。

第7目・支所及び出張所費は、220万円の減額で、海山総合支所管理事業の精算見込みによるものでございます。

第10目・生活安全推進費は、524万2,000円の減額で、空家等実態調査推進事業の実績見込みによるものでございます。

第11目・一般訴訟費は、644万円の減額で、水道関係訴訟事業の精算見込みによるものでございます。

26ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第7目・参議院議員選挙費179万1,000円の減額、及び第11目・海区漁業調整委員選挙費417万3,000円の減額は、各選挙執行事業の実績見込みによるものでございます。

27ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費26万1,000円の減額は、実績見込みによるものでございます。

28ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、1億904万1,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額のほか、紀北広域連合運営事業などの精算見込みによるものでございます。

第3目・身体障害者福祉費は、275万5,000円の減額で、障害者地域生活支援事業などの精算見込みによるものでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、1,239万4,000円の減額で、老人福祉施設措置事業などの精算見込みによるものでございます。

第2目・養護老人ホーム費は、981万1,000円の減額で、嘱託職員等賃金などの精査によるものでございます。

第4目・老人保健費は、9万9,000円の増額で、老人保健事務事業の前年度分の精算による返還金でございます。

31ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は、1,041万8,000円の減額で、子育て支

援センター設置事業などの実績見込みによるものでございます。

第2目・保育所費は852万5,000円の増額で、児童保育事業などの実績見込みによるものでございます。

第3目・児童措置費は667万5,000円の減額で、児童手当等支給事業の実績見込みによるものでございます。

32ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は、303万9,000円の減額で、母子保健事業などの実績見込みによるものでございます。

第3目・環境衛生費は、39万9,000円の減額で、荷坂やすらぎ苑組合負担金の精算によるものでございます。

33ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第2目・農業総務費は、97万4,000円の減額で、中山間地域総合整備事業の事業負担金の増額及び、人・農地プラン事業の減額で、実績見込みによるものでございます。

第5目・農地費は535万8,000円の減額で、一般土地改良事業などの実績見込みによるものでございます。

34ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は、200万円の減額で、事業委託料の実績見込みによるものでございます。

第2目・林業振興費は、みえ森と緑の県民税市町交付金事業の予算の組替えでございませぬ。

第4目・町有林造成費は、1,718万4,000円の減額で、実績見込みによるものでございませぬ。

35ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は、368万2,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第3目・漁港管理費は、1億4,193万1,000円の減額で、三浦及び矢口漁港の海岸保全施設整備事業などの実績見込みによるものでございます。

36ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、16万5,000円の減額で、実績見

込みによるものでございます。

第2目・商工業振興費は、326万8,000円の減額で、特産品開発事業の減額のほか、財源更正によるものでございます。

第3目・観光費は、539万4,000円の減額で、紀北町森林公園オートキャンプ場の利用者の増によるもののほか、事業の組替えや実績見込みによるものでございます。

37ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は190万円の減額で、事業委託料の精算見込みによるものでございます。

38ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第2目・道路橋りょう維持費は、585万5,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・道路橋りょう新設改良費は、575万4,000円の減額で、事業の精算見込み及び財源更正によるものでございます。

39ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は、509万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第2目・河川施設費は、152万円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第3目・砂防費は、846万4,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

40ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は、347万1,000円の減額で、精算見込みによるものでございます。

第2目・港湾施設費は、13万3,000円の増額で、江ノ浦大橋耐震化事業負担金の精算見込みによるものでございます。

41ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は、22万8,000円の減額でございます。

42ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は、1,527万8,000円の減額で、木造住宅耐震補強事業などの精算見込みによるものでございます。

43ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目・常備消防費は、55万2,000円の減額で、三重紀

北消防組合負担金の精算見込みによるものでございます。

第2目・非常備消防費は、116万1,000円の減額で、消防操法大会出場事業の精算によるものでございます。

第3目・消防施設費は、59万2,000円の減額で、消防団小型動力ポンプ付き積載車購入の精算見込みによるものでございます。

第4目・水防費は、117万4,000円の減額で、事業の精算見込みによるものでございます。

第5目・災害対策費は、224万2,000円の減額で、各事業の精算見込みによるものでございます。

44ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は、50万円の減額で、嘱託職員等賃金の精査などによるものでございます。

第3目・教育振興費は、148万2,000円の減額で、きほく子育て応援事業の精算見込みなどによるものでございます。

第4目・奨学費は、60万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

45ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は、233万6,000円の減額で、実績見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費は、70万3,000円の減額で実績見込みによるものでございます。

46ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は、646万6,000円の減額で、特別支援学級生徒介助教員設置事業などの実績見込みによるものでございます。

第2目・教育振興費は、73万円の減額で、実績見込みによるものでございます。

47ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は、153万8,000円の減額で、介助教員の賃金等の精査によるものでございます。

48ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は、541万8,000円の減額で、社会教育施設整備事業などの精算見込みによるものなどによるものでございます。

第4目・文化財調査費は、51万2,000円の減額で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業などの精算見込みによるものでございます。

49ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は、150万1,000円の減額で、健康づくり推進事業などの精算見込みによるものでございます。

第2目・給食施設費は、710万6,000円の減額で、学校給食センター管理運営事業などの精算見込みによるものでございます。

第3目・体育施設費は、600万9,000円の減額で、社会体育施設整備事業の精算見込みなどでございます。

50ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費、第3目・林業施設災害復旧費は、29万2,000円の減額で、国補林道災害復旧事業の事業費の変更などによるものでございます。

次に、51ページは、債務負担行為の支出予定額等に関する調書でございます。

52ページをご覧ください。

地方債の現在高の見込みに関する調書ですが、次のページの合計欄で説明させていただきます。

前年度末現在高は、119億6,892万1,000円で、当該年度中の起債見込額が、今回の補正後で11億6,289万5,000円、当該年度中の元金償還見込額が12億4,024万7,000円であり、当該年度末現在高見込額は118億9,156万9,000円でございます。

次に、54ページの給与費明細書をご覧ください。

区分の比較の欄で、議員の報酬116万9,000円及び期末手当43万1,000円の合計160万円の減額は、議員辞職による報酬等の精算見込みによるものでございます。

その他の特別職の報酬293万9,000円の減額は、選挙の投開票立会人の報酬などの実績見込みによる減額でございます。

55ページをご覧ください。

一般職の総括で給料が314万3,000円の減額、職員手当で326万5,000円の減額であります。職員の手当等による給料の減額のほか、選挙事務などの時間外勤務手当及び管理職特別勤務手当の実績見込みによる減額によるものでございます。

以上で、平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

日程第19・20

玉津充議長

次に、議案第14号、議案第15号の2件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成28年度 紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ866万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億9,939万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明させていただきますので6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに、国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料につきましては、330万4,000円を増額し、3億6,179万5,000円にしようとするものでありますが、保険料の収入見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等国民健康保険料につきましては、1,037万7,000円を減額し、1,602万7,000円にしようとするものでありますが、第1目と同様に保険料の収入見込みに伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金につきまして

は、7,683万6,000円を減額しようとするものでありますが、療養給付費の減額見込みに伴うものでございます。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・国保制度関係業務準備事業費補助金129万6,000円の補正につきましては、平成30年度の国保広域化に対応するための、システム改修等に係る補助金が決定したことに伴う補正でございます。

第5款、第1項、第1目とも、療養給付費交付金につきましては、4,687万3,000円を減額し、1億1,983万6,000円にしようとするものでありますが、退職被保険者等療養給付費などの減額見込みに伴うものでございます。

9ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに、前期高齢者交付金につきましては、65万1,000円を増額し、7億9,072万5,000円にしようとするものでありますが、交付金額の確定に伴うものでございます。

第8款、第1項ともに、共同事業交付金、第1目・高額医療費共同事業交付金につきましては、4,959万円を増額し、1億3,825万円にしようとするものでありますが、高額療養費の増加によりまして、交付金が増額する見込みに伴うものでございます。

第2目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、7,822万8,000円を減額し、5億4,553万9,000円にしようとするものでありますが、医療費の伸び率が想定よりも低下したことによりまして、交付金が減額する見込みであることに伴うものでございます。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目・利子及び配当金につきましては、1,000円を増額しようとするものでありますが、財政調整基金積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

10ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金につきましては、1億3,247万2,000円を増額し、3億2,878万6,000円にしようとするものでありますが、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分で401万7,000円の減額は、繰入金額の決定によるもの、事務費分1,000万円の減額は、電算委託料の減額見込みによるもの、財政安定化支援事業繰入金162万6,000円の減額は、繰入金額の決定によるもの、その他一般会計繰入金1億4,923万7,000円は、国保会計の財源補てんのために繰り入れするものでございます。

11ページの保険基盤安定繰入金保険者支援分112万2,000円の減額は、繰入金額の決定に伴うものでございます。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに、積立基金繰入金につきましては、財政調整基金繰入金を1,633万9,000円を増額し、3,431万4,000円にしようとするものでありますが、財源補てんのために、国保会計の基金を取り崩すものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

12ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、870万4,000円を減額し、3,475万9,000円にしようとするものでございますが、一般事務事業におきまして、国民健康保険システム改修費の決定による減額でございます。

13ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、1,673万4,000円を増額し、16億3,676万7,000円にしようとするものでございますが、一般被保険者療養給付費の増額見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等療養給付費につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。

第3目・一般被保険者療養費につきましては、療養給付費負担金の減額に伴う財源更正でございます。

14ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目・一般被保険者高額療養費につきましては、3,086万2,000円を増額し、2億7,715万2,000円にしようとするものでございますが、高額療養費の増加見込みに伴うものでございます。

第2目・退職被保険者等高額療養費につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。

15ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに後期高齢者支援金等、第1目・後期高齢者支援金につきましては、98万1,000円を減額し、2億6,344万2,000円にしようとするものでございますが、後期高齢者支援金の額の変更に伴うものでございます。

16ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに前期高齢者納付金等、第1目 前期高齢者納付金につきましては、2,000円を増額し、16万9,000円にしようとするものでございますが、前期高齢者納付金の額の変更に伴うものでございます。

17ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金につきましては、療養給付費交付金の減額に伴う財源更正でございます。

18ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに共同事業拠出金、第1目・高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、118万5,000円を減額し、8,325万4,000円にしようとするものであり、第4目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、5,641万2,000円を減額し4億6,339万5,000円にしようとするものでありますが、いずれも拠出金の額の決算見込みに伴うものでございます。

19ページをご覧ください。

第9款、第1項ともに基金積立金、第1目 財政調整基金積立金につきましては、1,000円を増額し、2,000円にしようとするものでございますが、積立金利子の額の決定に伴うものでございます。

20ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第2項・国県支出金返納金、第1目・国庫支出金返納金につきましては、1,074万6,000円を補正しようとするものでありますが、前年度の療養給付費負担金及び特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

第2目・県支出金返納金につきましては、27万6,000円を補正しようとするものでありますが、特定健康診査・保健指導等負担金の精算による返還金でございます。

以上で、議案第14号 平成28年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧下さい。

平成28年度 紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成28年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ584万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,120万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明いたしますので、6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料は、10万9,000円を増額し9,638万6,000円にしようとするものでありますが、保険料納付金の見込み額の増額に伴うものであります。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金・第1目の事務費繰入金は、35万1,000円を減額し、3億1,545万6,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の額の決定に伴うものであります。

第2目の保険基盤安定繰入金は、560万6,000円を減額し、8,292万8,000円にしようとするものでありますが、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分の額の決定に伴うものでございます。

続きまして歳出を説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、584万8,000円を減額し、5億3,141万3,000円にしようとするものでありますが、三重県後期高齢者医療広域連合納付金の精算見込みによるものでございます。

以上で、議案第15号 平成28年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

日程第21

玉津充議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

それでは、議案第16号 平成28年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成28年度 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,738万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,313万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきましては、予算に関する説明書で歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は、101万5,000円を減額して495万1,000円とするものであります。短期入所生活介護費収入の実績見込による減であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、3,126万1,000円を減額して、1億3,226万4,000円とするものであります。施設介護サービス費収入の実績見込みによる減であります。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,506万9,000円を増額するものであります。

居宅及び施設介護サービス費収入の減額に伴う基金からの繰り入れであります。

7ページをご覧ください。

第7款・諸収入、第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、17万4,000円を減額して、156万7,000円とするものであります。低所得者の利用者軽減措置負担金の実績見込みによる減であります。

続きまして、歳出予算の内容説明をさせていただきます。

8ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、411万1,000円を減額し、1億5,916万4,000円とするものであります。

老人ホーム管理運営事業の減額で、嘱託職員等賃金の実績見込みに基づく減であります。

9ページをご覧ください。

第3款・基金積立金、第1項・基金積立金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金は、収支を考慮し1,327万円すべて減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第22

玉津充議長

次に、議案第17号についての内容の説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成28年度 紀北町水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成28年度紀北町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成28年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

支出でございます。

第1款・水道事業費用既決予定額2億9,763万7,000円、補正予定額50万円の増額、

計、2億9,813万7,000円。

第1項・営業費用、既決予定額2億7,805万4,000円、補正予定額50万円の増額、計2億7,855万4,000円。

(資本的収入)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億7,370万3,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,259万9,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,665万7,000円、建設改良積立金3,444万7,000円で補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順番にご説明いたします。

収入でございます。

第1款・資本的収入、既決予定額1億6,157万3,000円、補正予定額420万円の増額計1億6,577万3,000円。

第3項・企業債既決予定額1億1,840万円、補正予定額420万円の増額、計1億2,260万円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた限度額を次のように改める。

起債の目的、簡易水道事業債、既決予定額6,130万円、補正予定額0円、計6,130万円。

過疎対策事業債、既決予定額5,710万円、補正予定額420万円の増額、計6,130万円。

簡易水道事業債、過疎対策事業債の既決予定額の合計額1億1,840万円、補正予定額の合計420万円、限度額の合計額1億2,260万円。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

10ページをお願いいたします。

平成28年度紀北町水道事業会計補正予算(第3号)実施計画説明書収益的支出でございます。

第1款・水道事業費用、第1項・営業費用、第1目・総係費の手数料に、50万円の増額をお願いし、1億323万6,000円とするものです。これにつきましては、水道水源保護審議会におきまして、今後、専門分野における方々への意見書等を作成手数料等の予算措置をお願いするものがございます。

これによりまして、第1項・営業費用は2億7,855万4,000円、第1款・水道事業費用は、

2億9,813万7,000円となります。

次に、資本的収入でございます。

第1款・資本的収入、第3項・企業債、第1目・企業債に420万円の増額をお願いし、1億2,260万円とするものです。これは、県道矢口浦上里線道路新設工事に伴う支障移転工事に伴う過疎対策事業債分でございます。

これによりまして、第3項・企業債は1億2,260万円に、第1款・資本的収入は1億6,577万3,000円となります。

以上で、議案第17号 平成28年度紀北町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第23

玉津充議長

議案第18号の内容説明を求めます。

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、議案第18号 平成29年度紀北町一般会計予算の内容について、説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成29年度 紀北町一般会計予算

平成29年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億6,564万2,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月2日 提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。地域おこし協力隊員活動用車両賃貸借契約など、全部で12件でございます。

続きまして、9ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業ほか合計15億300万円で、前年度と比較し2億8,226万7,000円の増でございます。

それでは、予算に関する説明書に基づき、歳入から説明申し上げます。

12ページをご覧ください。

第1款・町税、第1項・町民税、第1目・個人は5億845万6,000円で、前年度と比較し2,467万5,000円の増額でございます。

第2目・法人は、8,758万8,000円で、前年度と比較し264万9,000円の減額でございます。

第2項及び第1目ともに固定資産税は、6億3,964万8,000円で、前年度と比較し694万9,000円の増額でございます。

13ページをご覧ください。

第2目・国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、521万2,000円で、主に森林管理署からの交付金ですが、前年度と比較し1,000円の増額でございます。

第3項及び第1目ともに軽自動車税は、4,643万4,000円で、前年度と比較し494万2,000円の増額でございます。

第4項及び第1目ともに町たばこ税は、1億771万5,000円で、前年度と比較し1,350万9,000円の減額でございます。

14ページをご覧ください。

第2款・地方譲与税、第1項及び第1目ともに地方揮発油譲与税は、2,270万円で、前年度と比較し430万円の増額でございます。

第2項及び第1目ともに自動車重量譲与税は4,680万円で、前年度と比較し160万円の減額でございます。

15ページをご覧ください。

第3款、第1項、第1目ともに利子割交付金は、291万4,000円で、前年度と比較し179万1,000円の減額でございます。

第4款、第1項、第1目ともに配当割交付金は、1,009万8,000円で、前年度と比較し479万4,000円の増額でございます。

第5款、第1項、第1目ともに株式等譲渡所得割交付金は、895万5,000円で、前年度と比較し733万4,000円の増額でございます。

16ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに地方消費税交付金は、2億7,630万円で、前年度と比較し2,170万円の減額でございます。

第7款、第1項、第1目ともに自動車取得税交付金は、1,660万円で、前年度と比較し40万円の減額でございます。

第8款、第1項、第1目ともに地方特例交付金は、510万円で、前年度と比較し10万円の減額でございます。

17ページをご覧ください。

第9款、第1項、第1目ともに地方交付税は、39億7,000万円で、このうち普通交付税は37億円、特別交付税は2億7,000万円で、合わせて前年度と比較し9,925万6,000円、約2.4%の減でございます。

第10款、第1項、第1目ともに交通安全対策特別交付金は120万円で、前年度と比較し65万円の減額でございます。

第11款・分担金及び負担金、第2項・負担金、第1目・総務費負担金は22万5,000円でご

ございます。

第2目・民生費負担金は6,301万3,000円で、主に、18ページの私立保育所保育料負担金4,334万5,000円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分875万1,000円などがございます。

第3目・衛生費負担金は10万円でございます。

第12款・使用料及び手数料、第1項・使用料、第1目・総務使用料は、247万7,000円で、主に小松原住宅の使用料などがございます。

第2目・民生使用料は、3,000円でございます。

第3目・衛生使用料は、686万5,000円で、主に、19ページの一般廃棄物処理施設使用料408万円などがございます。

第4目・農林水産使用料は、215万1,000円で、主に、和具の浜海水浴場駐車場料金212万3,000円でございます。

第5目・商工使用料は、7,208万8,000円で、主に、温泉施設使用料の2,200万円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の4,533万3,000円、体験型イベント交流施設使用料452万5,000円でございます。

第6目・土木使用料は4,626万2,000円で、主に、町営住宅使用料4,167万4,000円でございます。

第7目・教育使用料は、1,956万4,000円で、前年度と比較し1,495万8,000円の増額であります。20ページの健康増進施設使用料1,570万5,000円の計上によるものがございます。

第2項・手数料、第1目・総務手数料は、890万6,000円で、主に、21ページの戸籍手数料449万8,000円、住民票手数料185万2,000円などがございます。

第3目・衛生手数料は、79万5,000円でございます。

第4目・農林水産手数料は、1万7,000円でございます。

第13款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・民生費負担金は、5億1,729万円で、主に、障害者自立支援給付費負担金2億207万3,000円、22ページの子どものための教育・保育給付費負担金1億6,296万7,000円、児童手当等負担金1億2,037万7,000円などがございます。

第2目・衛生費負担金は、45万円でございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金169万8,000円は、個人番号カード交付事業費補助金でございます。

第2目・民生費補助金2,050万9,000円は、主に、障害者地域生活支援事業費等補助金840

万2,000円、子ども子育て支援交付金982万9,000円などでございます。

第3目・衛生費補助金651万5,000円は、主に、循環型社会形成推進交付金616万8,000円で、合併浄化槽設置整備事業に充当いたします。

23ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金は、2億2,000万円で、海岸保全施設整備事業費補助金でございませう。

第6目・土木費補助金5,297万4,000円は、社会資本整備総合交付金で、橋りょう長寿命化修繕事業、トンネル長寿命化修繕事業や木造住宅耐震補強事業などに充当いたします。

第8目・教育費補助金5,765万6,000円は、主に、特別天然記念物カモシカ食害対策事業費補助金400万円や学校施設環境改善交付金5,056万4,000円などで、学校施設環境改善交付金は社会体育施設整備事業に充当いたします。

24ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は20万円でございませう。

第2目・民生費委託金は652万円で、主に、国民年金事務委託金601万円などでございませう。

第14款・県支出金、第1項・県負担金、第1目・総務費負担金は81万3,000円で、特例処理事務交付金でございませう。

第2目・民生費負担金は、3億4,744万6,000円で、主に、国民健康保険基盤安定事業費負担金6,522万9,000円、障害者介護給付費負担金9,957万7,000円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金6,581万1,000円、施設型給付費・地域型保育給付費負担金8,148万3,000円などでございませう。

25ページをご覧ください。

第3目・衛生費負担金は、22万5,000円でございませう。

第2項・県補助金、第1目・総務費補助金220万円は、主に、移住促進のための空き家リノベーション支援事業費補助金200万円で、移住・定住・交流促進事業に充当いたします。

第2目・民生費補助金は、7,276万3,000円で、主に、心身障害者医療費補助金3,375万円、一人親家庭等医療費補助金685万円、子ども医療費補助金1,615万円、地域子ども・子育て支援事業補助金982万9,000円などでございませう。

第3目・衛生費補助金は635万7,000円で、主に、浄化槽設置促進事業補助金331万2,000円や26ページの健康増進法健康増進事業費補助金143万1,000円などでございませう。

第4目・農林水産業費補助金は、4億3,014万7,000円で、主に、畜産施設等整備事業費補助金3億891万8,000円、造林事業費補助金1,865万6,000円、みえ森と緑の県民税市町交付金3,522万9,000円、林道改良事業費補助金2,832万1,000円、水産物供給基盤機能保全事業補助金1,000万円などでございます。

第5目・商工費補助金は、178万1,000円で、地方消費者行政活性化交付金でございます。

第6目・土木費補助金は、444万8,000円で、主に、木造住宅耐震補強事業費補助金270万円などでございます。

27ページをご覧ください。

第7目・消防費補助金は、836万円で、地域減災力強化推進補助金でございます。

第8目・教育費補助金は、296万8,000円で、学校・家庭・地域の連携協力推進事業補助金116万3,000円、放課後子ども教室推進事業費補助金128万円などでございます。

第10目・電源立地地域対策交付金は、1,144万1,000円で、志子保育所の嘱託職員等賃金及び消防施設・機械器具整備事業に充当いたします。

28ページをご覧ください。

第3項・委託金、第1目・総務費委託金は2,294万7,000円で、主に、県民税徴収取扱委託金2,160万円などでございます。

第4目・農林水産業費委託金は185万円で、海岸維持修繕事業委託金180万円などでございます。

第6目・土木費委託金は1,658万7,000円で、主に、海岸清掃委託金640万円、港湾清掃委託金455万円、江ノ浦橋管理委託金480万円などでございます。

第7目・消防費委託金は、175万円で、樋門管理委託金でございます。

29ページをご覧ください。

第15款・財産収入、第1項・財産運用収入、第1目・財産貸付収入は、592万4,000円で町有地貸付収入などでございます。

第2目・利子及び配当金は、861万5,000円で、主に、基金運用利息859万7,000円などでございます。

30ページをご覧ください。

第2項・財産売払収入、第2目・物品売払収入は180万円でございます。

第16款及び第1項ともに寄附金、第1目・総務費寄附金8,000万円は、ふるさと寄附金で、前年度と比較し3,000万円の増額でございます。

第4目・農林水産業費寄附金は100万円で、水産業強化支援事業費寄附金でございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、7億9,955万5,000円で、前年度と比較し1億7,482万7,000円の増額でございます。

31ページをご覧ください。

第3目・地域づくり事業基金繰入金は4,270万5,000円で、温泉施設管理運営事業及び観光振興推進事業の高速道路延伸関連に充当いたします。

第4目・福祉事業基金繰入金は396万円で、老人福祉特別対策事業に充当いたします。

第18目・ふるさと応援基金繰入金は8,723万2,000円で、ふるさと納税返礼品などふるさと寄附金（納税）推進事業4,716万4,000円及び教育分野など14事業に4,006万8,000円を充当いたします。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は1,000万円で、一般会計歳計剰余金でございます。

32ページをご覧ください。

第19款・諸収入、第1項・延滞加算金及び過料、第1目・延滞金は1,244万2,000円で、第2目・加算金は1,000円でございます。

第2項及び第1目ともに町預金利子は、1,000円でございます。

第3項及び第1目ともに貸付金元利収入は873万6,000円で、奨学資金貸付金返還金が633万6,000円、災害援護資金貸付金返還金が240万円でございます。

33ページをご覧ください。

第4項・受託事業収入、第1目・民生費受託事業収入は3,464万4,000円で、地域支援事業受託事業収入3,056万2,000円などでございます。

第3目・農林水産業費受託事業収入は699万4,000円で、森林総合研究所分収造林受託事業収入などでございます。

第5項・雑入、第2目・弁償金は1,000円、第6目・雑入6,495万1,000円で、主に、34ページの三重県市町村職員互助会公益事業等助成金の600万円、オータムジャンボ配分金610万円、35ページの土地改良施設維持管理適正化事業交付金540万円、36ページの消防団員退職報償金765万円、37ページの消防救急デジタル無線（活動波）整備支援交付金1,250万6,000円などでございます。

38ページをご覧ください。

第20款及び第1項ともに町債、第1目の総務債1億2,930万円は、過疎対策事業債で、此ヶ野集会所建設事業債が2,370万円、過疎地域自立促進特別事業が1億560万円で、過疎地

域自立促進特別事業債は対象となるソフト事業として、CATV行政放送をはじめとする19事業に充当いたします。

第3目・衛生債2,640万円は、過疎対策事業債で、廃棄物収集車整備事業債290万円、荷坂やすらぎ苑整備事業債2,350万円でございます。

第4目・農林水産業債2億5,110万円のうち、中山間地域総合整備事業債と県営ため池等整備事業債の農業債410万円、林道の改良及び舗装の林業債2,560万円が過疎対策事業債、水産業債2億2,140万円は合併特例事業債でございます。

第6目・土木債1億4,110万円はすべて過疎対策事業債で、町道山本5号線道路整備事業など18事業に充当いたします。

39ページをご覧ください。

第7目・消防債3,700万円のうち小型動力ポンプ付き積載車購入事業債440万円、救急車整備事業債1,560万円、消防指令車購入事業債370万円が過疎対策事業債、消火栓新設事業債400万円と避難路整備事業債540万円が、緊急防災・減災事業債、避難路誘導灯設置事業債390万円が合併特例事業債でございます。

第8目・教育債5億8,810万円のうち社会教育施設整備事業債760万円と、社会体育施設整備事業債5億7,560万円が合併特例事業債、公民館施設耐震補強事業債490万円が緊急防災・減災事業債でございます。

第10目・臨時財政対策債は3億3,000万円で、前年度と比較し3,336万7,000円の増額でございます。

以上が歳入予算でございます。

玉津充議長

暫時休憩します。2時10分まで休憩とします。

(午後 1時 56分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 2時 10分)

玉津充議長

上野財政課長。

上野和彦財政課長

それでは、一般会計予算の歳出予算を説明させていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

40ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目ともに議会費は9,566万9,000円で、嘱託職員等賃金1名分のほか、議会活動及び議会事務局運営事業6,980万円は、議会の運営等に要する経費でございます。

42ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は5億9,626万4,000円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金5,501万6,000円が、12名分の賃金及び嘱託職員等社会保険料で、総合住民情報システム運営事業9,209万8,000円は、電算事務委託料や個人番号制度の運用経費などがございます。

44ページをご覧ください。

第2目・文書広報費は5,620万6,000円で、主な事業としましては、一般広報・広聴事業1,157万2,000円が、広報きほくの発行に要する経費、CATV行政放送事業2,028万2,000円が、行政放送番組ふるさと紀北町の番組の製作などに要する経費、文書取扱事業の1,911万8,000円が、文書の処理、收受、発送及び複写機等の使用に要する経費でございます。

45ページをご覧ください。

第3目・財政管理費は422万7,000円で、予算編成執行管理等に要する経費などがございます。

第4目・会計管理費は121万1,000円で、会計管理事務に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は1億9,830万1,000円で、主な事業としましては、庁舎管理事業3,116万円が、本庁舎や職員用パソコンの維持管理などに要する経費、基金管理事業8,921万8,000円は、ふるさと応援基金積立金8,000万円のほか、基金運用利息などの積立金に要する経費でございます。地区集会所建設事業3,662万8,000円は、此ヶ野集会所の改築に要する経費でございます。

46ページをご覧ください。

第6目・企画費は1億2,070万3,000円で、主な事業としましては、地方バス運行対策事業1,922万3,000円が、尾鷲長島線等の維持及び廃止代替バス河合線、自主運行バスのいこかバス運行などに要する経費でございます。

47ページをご覧ください。

ふるさと寄附金（納税）推進事業4,716万4,000円は、ふるさと寄附金受付事務及び返礼品などに要する経費でございます。

第7目・支所及び出張所費は2,626万円で、嘱託職員等賃金814万6,000円は、4名分の賃金、海山総合支所管理事業1,724万5,000円は、海山総合支所庁舎の維持管理に要する経費などでございます。

48ページをご覧ください。

第8目・公平委員会費は4万7,000円で、公平委員会の運営に要する経費でございます。

第10目・生活安全推進費は495万5,000円で、防犯活動や交通安全対策に要する経費のほか、空家等対策推進事業125万3,000円は、適切に管理されていない空き家等の対応に要する経費でございます。

第12目・諸費は977万5,000円で、町税過誤納付による歳出還付金や自治会連合会への補助金などでございます。

49ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は8,020万4,000円で、嘱託職員等賃金398万4,000円が2名分の賃金、税務一般事務事業は1,374万5,000円でございます。

50ページをご覧ください。

第2目・賦課徴収費は719万9,000円で、町税の賦課・徴収に要する経費などでございます。

51ページをご覧ください。

第3項及び第1目ともに戸籍住民基本台帳費は6,649万8,000円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金591万5,000円が3名分の賃金、戸籍電算管理事業1,019万2,000円などでございます。

53ページをご覧ください。

第4項・選挙費、第1目・選挙管理委員会費は、713万7,000円でございます。

第3目・町長選挙費は1,130万5,000円で、任期満了に伴う町長選挙の執行に要する経費

でございます。

第4目・町議会議員選挙費は1,045万円で、議員の欠員による補欠選挙の執行に要する経費でございます。

55ページをご覧ください。

第5項・統計調査費、第2目・指定統計費は76万1,000円で、指定統計調査に要する受託事業でございます。

56ページをご覧ください。

第6項及び第1目ともに監査委員費は、81万4,000円でございます。

57ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は、8億9,709万6,000円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金411万5,000円が2名分の賃金、国民健康保険事業特別会計繰出金3億3,306万3,000円は、職員給与費及び事務費分、保険基盤安定や財政安定化支援分、出産育児一時金等繰出金のほか、法定外繰出1億5,304万5,000円により、前年度と比較し1億3,664万7,000円の増額となっております。

紀北町社会福祉協議会助成事業8,063万1,000円は、紀北町社会福祉協議会への助成金で、紀北広域連合運営事業4億1,965万1,000円は、紀北広域連合への負担金などでございます。

58ページをご覧ください。

第3目・身体障害者福祉費は5億3,373万8,000円で、主な事業としましては、心身障害者医療費助成事業6,850万5,000円が、心身障がい者の方への医療費助成で、障害者介護・訓練等給付事業4億102万円は、障害を持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費でございます。

59ページをご覧ください。

第4目・国民年金事務費は1,642万7,000円で、国民年金事務などに要する経費などがございます。

61ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は4億9,341万8,000円で、主な事業としましては、老人福祉特別対策事業、町単の事業費1,450万9,000円が、社会福祉大会の社会福祉協議会への委託料、ねたきり老人等福祉保健手当などの経費で、後期高齢者医療特別会計繰出金4億59万8,000円は、療養給付費等の町負担金、職員人件費及び事務費分などに要する経費を、後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

62ページをご覧ください。

第2目・養護老人ホーム費は9,807万1,000円で、嘱託職員等賃金2,612万7,000円が14名分の賃金で、老人ホーム管理運営事業が3,193万7,000円、老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費でございます。

64ページをご覧ください。

第3目・介護保険費は、38万7,000円でございます。

第4目・老人保健費は、1,000円でございます。

65ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は3,244万1,000円で、主な事業としましては、子育て支援センター設置事業1,972万円が、民間の子育て支援センターへの事業委託の経費、放課後児童クラブ対策事業1,242万7,000円が、放課後の児童対策として引き続き事業に取り組むものでございます。

第2目・保育所費は4億3,902万4,000円で、嘱託職員等賃金865万6,000円が、4名分の賃金、私立保育所保育対策事業1,552万5,000円は、私立保育所の保育対策に要する経費、児童保育事業4億425万4,000円は、保育所児童保育の実施に要する経費で、町内の私立保育所7園への事業補助金でございます。

66ページをご覧ください。

第3目・児童措置費は1億7,531万6,000円で、児童手当等の支給に要する経費でございます。

第4目・母子福祉費は5,447万2,000円で、一人親家庭等医療費助成事業が1,386万9,000円、子ども医療費助成事業4,060万3,000円は、中学校卒業までの子どもの通院及び18歳到達年度末までの子どもの入院医療費の無料化に要する経費でございます。

第5目・へき地保育所費は、11万3,000円でございます。

67ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに災害救助費25万2,000円は、災害援護資金償還に要する経費で、災害援護資金利子補給金補助金や事務費でございます。

68ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は1億7,571万円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金661万9,000円が3名分の賃金で地域保健共通事業6,900万1,000円は、地域保健全般に係る経費で、救急医療体制事業負担金などございま

す。

69ページをご覧ください。

第2目・予防費は7,305万6,000円で、主な事業としましては、予防接種事業3,413万9,000円が、任意予防接種の接種費用の一部助成を含む予防接種に要する経費、がん検診事業2,106万7,000円が、各種がん検診などに要する経費でございます。

第3目・環境衛生費は7,793万8,000円で、主な事業としましては、70ページの火葬場及び霊柩車管理運営事業5,138万3,000円が、浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金で、荷坂やすらぎ苑の施設改修工事により、前年度と比較し1,960万1,000円の増となっております。浄化槽設置整備事業1,984万円は、合併浄化槽設置整備事業費補助金などで、墓地管理事業は269万9,000円でございます。

第4目・環境保全費は、60万4,000円でございます。

72ページをご覧ください。

第2項・清掃費、第1目・清掃総務費は1億7,054万2,000円で、嘱託職員等賃金1名分の賃金等でございます。

第2目・塵芥処理費は5億4,142万4,000円で、主な事業としましては、リサイクルセンター管理運営事業3億9,825万7,000円が、紀伊長島リサイクルセンター及び海山リサイクルセンターの施設管理費、ごみ収集処理事業6,336万7,000円は、町内のごみ収集に要する経費、資源ごみリサイクル促進事業4,271万円は、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの回収及び処理などに要する経費でございます。

73ページをご覧ください。

不燃物処理施設管理事業1,596万7,000円は、不燃物処理場の維持管理に要する経費、廃棄物適正処理推進事業1,783万4,000円は、廃棄物の適正処理の啓発や不法投棄対策などのほか、不燃物処理場の機能回復に要する経費でございます。

第3目・し尿処理費は8,709万4,000円で、主な事業としましては、し尿処理事業7,902万6,000円でございます。

75ページをご覧ください。

第3項・上水道費、第1目・上水道施設費は5,746万5,000円で、前年度までの簡易水道事業の繰出分を含めた、繰出基準に基づく水道事業会計への繰出金でございます。

76ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第1目・農業委員会費は647万5,000円で、農

業委員会の運営等に要する経費でございます。

第2目・農業総務費は4,301万3,000円で、主な事業としましては、農政総合企画事業678万2,000円が、農業の振興と総合企画に要する経費、農業用施設管理事業401万1,000円は、原池地区県営ため池整備等整備事業負担金を含む、農業用施設の維持管理経費でございます。

78ページをご覧ください。

第3目・農業振興費は3億899万8,000円で、畜産施設等整備事業3億891万8,000円が、養鶏施設の整備に対する事業補助金でございます。

第5目・農地費は4,213万6,000円で、主な事業としましては、海岸環境整備事業990万円が、農地関係の海水浴場3カ所の維持管理に要する経費、有害鳥獣駆除事業892万9,000円は、有害鳥獣捕獲促進に要する経費などでございます。

80ページをご覧ください。

第2項・林業費、第1目・林業総務費は4,412万2,000円で、林業の総合的な企画、運営に要する経費でございます。

第2目・林業振興費は3,329万7,000円で、主な事業としましては、81ページのみえ森と緑の県民税市町交付金事業1,638万6,000円が、河川周辺森林立枯木整備事業や人家裏山林危険木伐採、集落周辺森林整備への事業補助などがございます。

第3目・林業施設費7,055万4,000円は、林道・治山関係事業1,204万3,000円が、林道2路線の舗装工事のほか町管理の林道等の維持管理に要する経費、林道改良事業4,720万3,000円は、林道江竜線の江竜橋架替工事、森林環境保全整備事業1,130万8,000円は、林道の橋梁長寿命化計画策定に要する経費でございます。

第4目・町有林造成費は7,694万6,000円で、町有林の保育、管理等を実施する町有林造成事業6,947万8,000円などがございます。

82ページをご覧ください。

第5目・分収造林費は687万7,000円で、分収造林の受託事業でございます。

83ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は2,123万4,000円で、水産総合企画事業208万7,000円が、関係団体等への負担金などがございます。

84ページをご覧ください。

第2目・水産業振興費は3,781万1,000円で、主な事業としましては、漁業振興対策事業

1,383万6,000円が、漁業近代化利子補給金補助金、漁業協同組合施設修繕補助金などで、水産業強化支援事業1,011万7,000円は、長島地区の築いそ設置工事でございます。

第3目・漁港管理費は4億8,484万7,000円で、漁港管理事業3,034万5,000円が、水産物供給基盤機能保全事業委託業務や、海野浦漁港宮前川にかかる測量地質調査業務委託を含む漁港の維持管理に要する経費で、海岸保全施設整備事業4億5,450万2,000円は、三浦漁港及び矢口漁港の海岸施設の堤防等改修にかかる継続事業でございます。

86ページをご覧ください。

第6款及び第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は5,644万円で、嘱託職員等賃金627万7,000円は3名分の賃金でございます。

第2目・商工業振興費は4,359万9,000円で、主な事業としましては、中小企業指導育成事業1,162万円が、みえ熊野古道商工会に対する補助金でございます。

そのほか、87ページの、ふれあい広場マンドロ管理事業628万6,000円、道の駅マンボウ管理事業684万7,000円、道の駅海山管理事業493万8,000円、地域振興施設運営管理事業550万1,000円は、それぞれの施設の管理運営に要する経費でございます。

第3目・観光費は1億6,949万9,000円で、主な事業としましては、観光活性化対策事業2,085万1,000円が、紀北町観光協会など観光関係団体への補助金などで、温泉施設管理運営事業4,939万6,000円は、揚湯ポンプの交換を含む古里温泉の管理運営に要する経費、種まき権兵衛の里管理運営事業1,684万5,000円は、園路の舗装工事などを含む施設の管理運営に要する経費、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業4,582万2,000円は、キャンプinn海山の管理運営に要する経費でございます。観光振興推進事業の高速道路延伸関連事業2,359万6,000円は、紀北町観光協会への委託事業2,093万9,000円のほか、ラジオなどのPR番組の制作委託などに要する経費でございます。

89ページをご覧ください。

第7款・土木費、第1項・土木管理費、第1目・土木総務費は9,534万8,000円で、嘱託職員等賃金1名分、土木事業推進及び管理関係事業、地籍調査事業などに要する経費でございます。

91ページをご覧ください。

第2項・道路橋りょう費、第1目・道路橋りょう総務費は718万円でございます。

第2目・道路橋りょう維持費は1億1,608万8,000円で、嘱託職員等賃金850万8,000円は3名分の賃金、町道道路維持補修事業4,749万5,000円は、町道の維持補修に要する経費、

交通安全対策事業1,298万5,000円は、町道の交通安全に係る経費、橋りょう維持補修事業4,710万円は橋りょう長寿命化修繕計画の策定及び修繕工事に要する経費でございます。

92ページの第3目・道路橋りょう新設改良費は1億3,516万3,000円で、町道道路改良事業の町単分1億86万6,000円は、町道相賀相神2号線など11路線に対する町単独の道路改良事業に要する経費で、下排水路整備事業339万7,000円は下排水路の整備改修に、町道道路改良事業の舗装3,090万円は、町道中州5号線など5路線の舗装工事に要する経費でございます。

93ページをご覧ください。

第3項・河川費、第1目・河川総務費は822万円で、海岸環境清掃業務委託事業などに要する経費でございます。

第2目・河川施設費は1,320万円で、河川改修及び維持補修に要する経費でございます。

第3目・砂防費は1,300万円で、急傾斜地崩壊対策事業の負担金でございます。

94ページをご覧ください。

第4項・港湾費、第1目・港湾管理費は1,351万9,000円で、主な事業としましては、港湾環境清掃業務委託事業455万円、江ノ浦橋管理委託事業815万4,000円などがございます。

第2目・港湾施設費の700万円は、平成25年度から事業を実施しています江ノ浦大橋耐震化事業の負担金でございます。

95ページをご覧ください。

第5項・都市計画費、第1目・都市計画総務費は1,488万6,000円で、職員人件費などでございます。

第2目・公園費は106万4,000円で、都市公園の管理に係る経費でございます。

第4目・高速道路関連費は、14万円でございます。

96ページをご覧ください。

第6項・住宅費、第1目・住宅管理費は3,841万6,000円で、町営住宅管理事業2,522万円のほか木造住宅耐震診断、耐震補強事業などがございます。

97ページをご覧ください。

第8款及び第1項ともに消防費、第1目が常備消防費でございますが、4億4,301万1,000円で、三重紀北消防組合負担金などがございます。

第2目・非常備消防費は3,842万6,000円で、主な事業としましては、消防団出動事業900万円が、消防団員の出動・訓練などの報酬で、消防団員活動事業2,545万3,000円は、消防

団員の報酬、報償費、退職報償金の掛金などに要する経費でございます。

第3目・消防施設費は2,229万3,000円で、主な事業としまして、消防機械器具整備管理事業772万2,000円が、消防団車両、小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費で、消防施設・機械器具整備事業1,375万8,000円は、消防団の小型動力ポンプ付積載車の購入などに要する経費でございます。

98ページをご覧ください。

第4目・水防費は838万円で、河川海岸水防対策事業に要する経費でございます。

第5目・災害対策費は5,558万6,000円で、主な事業としましては、災害対策事業1,922万2,000円が、非常用備蓄品の購入や防災対策機器、施設の維持管理など災害対策に要する経費、防災行政無線管理事業1,259万3,000円は、町や三重県の防災行政無線及びJ—A L E R Tの維持管理に要する経費、自主防災組織対策事業451万円は、自主防災倉庫の設置や自主防災会活動補助金などで、地震・津波災害避難路等整備事業1,452万7,000円は、地震・津波避難路、避難誘導灯などの整備と維持管理に要する経費でございます。

100ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第1目・教育委員会費は62万円で、教育委員会の運営に要する経費でございます。

第2目・事務局費は8,294万7,000円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金1,080万7,000円は5名分の賃金、児童生徒スクールバス運行事業981万円などでございます。

101ページをご覧ください。

第3目・教育振興費は1,078万2,000円で、主な事業としましては、きほく子育て応援事業655万5,000円が、子育て支援のための小学校入学時の入学用品の支給、多子世帯への給食費支援などでございます。

第4目・奨学費は1,080万2,000円で、奨学金貸与事業に要する経費でございます。

102ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は1億3,318万6,000円で、主な事業としまして、嘱託職員等賃金1,988万3,000円が10名分の賃金、小学校管理運営事業費4,831万4,000円は、小学校10校分の維持管理に要する経費、特別支援学級児童介助教員設置事業3,162万1,000円は、介助員及び介助教員14名の配置に要する経費、小学校校舎等施設営繕事業1,368万5,000円は、主に小学校校舎の修繕、改修などに要する経費でございます。

103ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,420万5,000円で、主な事業としましては、小学校教育活動振興助成事業1,304万6,000円が、小学校教育振興経費、校医報酬、児童・教員健康診断などに要する経費で、要保護及び準要保護児童就学援助事業672万9,000円は、学用品費と給食費などを対象児童に対して就学援助をするものでございます。

104ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は5,987万2,000円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金798万円が4名分の賃金、中学校管理運営事業の2,959万9,000円は、中学校4校分の維持管理に要する経費、特別支援学級生徒介助教員設置事業は694万2,000円で、介助員及び介助教員3名の配置に要する経費でございます。

105ページをご覧ください。

第2目・教育振興費は2,366万7,000円で、主な事業としましては、中学校教育活動振興助成事業が1,345万1,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬、生徒・教員健康診断などに要する経費で、要保護及び準要保護生徒就学援助事業は898万7,000円で、学用品費、給食費などを対象生徒に対して就学援助をするものでございます。

106ページをご覧ください。

第4項及び第1目ともに幼稚園費は5,832万6,000円で、嘱託職員等賃金869万7,000円は4名分の賃金。幼稚園管理運営事業1,204万3,000円は、休園中の引本幼稚園を含め幼稚園3園の管理運営に要する経費でございます。

108ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は1億1,454万3,000円で、主な事業としましては、嘱託職員等賃金3,274万1,000円が16名分の賃金、文化振興事業706万3,000円は、文化事業等に要する経費、社会教育施設整備事業800万円は、多目的会館に代わる社会教育施設の設計委託、集会施設等管理運営事業900万5,000円は、若者センター、多目的会館、木工陶芸工房などの管理運営に要する経費でございます。

109ページをご覧ください。

第2目・公民館費は4,009万5,000円で、公民館管理運営事業は、前年度まで紀伊長島地区、海山地区の各公民館管理運営事業に分けていたものを1つの事業に統合したもので、公民館12館の管理運営に要する経費でございます。

110ページをご覧ください。

第3目・郷土資料館費は130万2,000円で、郷土資料館2館の管理運営に要する経費でござ

ざいます。

111ページをご覧ください。

第4目・文化財調査費は816万1,000円で、特別天然記念物カモシカ食害対策事業の600万円のほか、熊野古道関係事業179万8,000円は、熊野古道ウォーキングや古道の保全に要する経費などがございます。

112ページをご覧ください。

第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費970万6,000円で、主な事業としましては、スポーツ交流推進事業578万8,000円が、スポーツの振興と交流をより推進するための経費でございます。

第2目・給食施設費は1億2,302万6,000円で、学校給食センター管理運営事業4,858万7,000円につきましては、海山地区の学校給食に要する経費、それから給食施設管理運営事業4,884万5,000円は、紀伊長島地区の、それぞれ小中学校・幼稚園の給食に要する経費でございます。

114ページをご覧ください。

第3目・体育施設費は7億2,210万9,000円で、主な事業としましては、多目的広場管理事業2,634万1,000円が、施設の維持管理費のほか広場の舗装工事、赤羽公園管理事業1億5,669万5,000円は、施設の維持管理費のほか運動施設やトイレなどの改修工事、社会体育施設整備事業4億9,838万2,000円は、紀北町健康増進施設建設工事費や、備品購入費などで、健康増進施設管理事業3,278万9,000円は、指定管理委託料のほか施設の維持管理に必要な経費でございます。

116ページをご覧ください。

第11款及び第1項ともに公債費、第1目・元金は12億4,708万1,000円で長期債償還元金でございます。

第2目・利子は8,586万9,000円で、長期債償還利子及び一時借入金利子でございます。

117ページをご覧ください。

第14款、第1項、第1目ともに予備費は1,000万円でございます。

118ページから122ページまでは、債務負担行為に関する調書でございます。

123ページと124ページは、地方債現在高の見込に関する調書でございますが、124ページの合計の欄をご覧ください。

地方債残高は、前々年度末現在高の欄の平成27年度末では119億6,892万1,000円で、前年

度末現在高欄の平成28年度末では、118億8,606万9,000円となる見込みでございます。

平成29年度中の起債借入見込額が15億300万円で、償還見込額が12億4,708万1,000円でありますので、平成29年度末現在高は、121億4,198万8,000円となる見込みでございます。

次の125ページ以降は、給与費明細書となっておりますが、まず、125ページの特別職の表をご覧ください。

町長、副町長、教育長の給料月額は、それぞれ72万円、57万円、54万円で、年間所要額は、給料2,196万円、期末手当795万3,000円、共済費537万円となっており、合計3,528万3,000円で、前年度と比較し2万3,000円の減でございます。

町議会議員は16名分ありますが、補欠選挙までは14名で積算しており、報酬3,765万2,000円、期末手当1,111万6,000円、共済費1,358万円の、合計6,234万8,000円で、前年度と比較し209万2,000円の減でございます。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員と、消防団員など合わせて1,100人の報酬4,379万9,000円でございます。

126ページをご覧ください。

一般職の職員数は、174人で前年度と同数ですが、再任用短時間勤務職員が1名の増でございます。

給料は6億4,630万6,000円、職員手当3億6,356万3,000円、給与費の合計は10億986万9,000円、共済費は1億9,852万4,000円で、合計12億839万3,000円でございます。

前年度と比較いたしますと1,489万9,000円の増額となりますが、その主な要因としては、給与改定による増額、職員の昇給、昇格による増などによるものでございます。

以上で、平成29年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

日程第24・25

玉津充議長

次に、議案第19号、議案第20号、2件についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

上ノ坊健二住民課長

それでは、議案第19号 平成29年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度 紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度紀北町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億7,019万3,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきますので、予算書の8ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに国民健康保険料、第1目・一般被保険者国民健康保険料3億6,210万1,000円、第2目の退職被保険者等国民健康保険料1,518万2,000円をそれぞれ計上しております。

大変厳しい国保財政運営となっておりますが、平成30年度の国保の財政運営の都道府県化を踏まえ、また、被保険者の方に大きな負担とならないよう、保険料率につきましては、平成28年度と変わりなく据え置いております。

10ページをご覧ください。

第3款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第1目・総務手数料1,000円は、保険料納付証明などの手数料で、第2目・督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料でご

ございます。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は、医療費に対する国の負担金5億3,282万7,000円でございます。

第2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、レセプト1件80万円を超えるものにつきまして、県下の市町の財政安定を図るため、国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金2,451万6,000円でございます。

第3目の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査に係る国の基準単価による負担金366万8,000円でございます。

11ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目の財政調整交付金につきましては、普通調整交付金1億5,364万8,000円、特別調整交付金415万5,000円、合わせまして1億5,780万3,000円でございます。

第6目・国保制度関係業務準備事業費補助金につきましては、3,242万2,000円を計上しておりますが、平成30年度の国保広域化に対応するためのシステム改修業務への補助金でございます。

第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金8,888万6,000円でございます。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する、社会保険診療報酬支払基金からの交付金7億9,797万4,000円でございます。

12ページをご覧ください。

第7款・県支出金、第1項・県負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金につきましては、国の負担金と同様に国保連合会の共同事業で、拠出する額に対する県の負担金2,451万6,000円でございます。

第2目・特定健康診査等負担金も国の負担金と同様に、基準単価の3分の1の負担率による県の負担金366万8,000円でございます。

第7款・県支出金、第2項・県補助金、第2目の県財政調整交付金につきましては、地域普通調整交付金として7,631万4,000円、13ページの地域特別調整交付金として3,479万円、合計1億1,110万4,000円でございます。

第8款、第1項ともに共同事業交付金の、第1目・高額医療費共同事業交付金につきましては、レセプト1件80万円を超える高額医療費に係る国保連合会からの交付金1億297万1,000円でございます。

第2目・保険財政共同安定化事業交付金につきましては、5億6,836万5,000円を計上しております。これは、レセプト1件1円以上80万円未満の医療費に係る支払いに対して、財政の安定化を図るため、県下の市町が共同して国保連合会において行う事業で、拠出金を出し合っこれを原資にしまして、支払いの状況に応じて各市町に交付されるものでございます。

14ページをご覧ください。

第9款・財産収入、第1項・財産運用収入、第2目の利子及び配当金につきましては、財政調整基金積立金利子1,000円でございます。

第10款・繰入金、第1項・他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金につきましては、3億3,306万3,000円でございますが、一般会計から国保会計への繰入金でございます。

これは、保険基盤安定繰入金で保険料軽減分に係るものや、職員給与費分などの交付税措置のある法定分のほか、今回は、高額薬剤などの影響や、難病患者の出現により、医療費が急激に増加している状況を踏まえまして、財源不足となる見込みの国保会計への財源補てんとしまして、15ページにありますように、その他一般会計繰入金として、1億5,304万5,000円を繰入れるものでございます。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金につきましては、財政調整のために、基金を取り崩して歳入に充てるものでございますが、1,000円を計上してございます。

16ページをご覧ください。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金につきましては、前年度繰越金1,000万円でございますが、平成28年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第12款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目・延滞金1,000円につきましては、一般被保険者等延滞金でございます。

第12款・諸収入、第4項・雑入、第3目・一般被保険者第三者納付金100万円と、17ページの第4目・退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故による損害賠償金に係る納付金でございます。

第5目・一般被保険者返納金と、第6目・退職被保険者等返納金につきましては、診療報酬返納金として、それぞれ1,000円を計上してございます。

第7目・雑入では、療養費等の支給に係る国負担分で1,000円を計上してございます。
次に歳出をご説明させていただきます。

18ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費につきましては、6,674万3,000円でございますが、職員人件費として4名分の給料等2,733万5,000円、嘱託職員等賃金は嘱託職員1名分の賃金196万4,000円、一般事務事業は3,744万4,000円でございますが、主なものは、国保保険者標準事務処理システム対応改修業務3,242万2,000円、そのほかは、被保険者証の郵送料や、国保連合会での共同処理電算事務手数料などがございます。

19ページをご覧ください。

第2目・連合会負担金につきましては、三重県国民健康保険団体連合会負担金116万8,000円でございますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業に係る負担金などがございます。

20ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目・賦課徴収費につきましては、保険料賦課徴収事業483万1,000円でございますが、保険料を徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などがございます。

21ページをご覧ください。

第1款・総務費、第3項、第1目ともに運営協議会費につきましては、22万5,000円でございますが、国民健康保険運営協議会運営事業の3回分の委員報酬でございます。

22ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費、第1目・一般被保険者療養給付費につきましては、交通事故に係る第三者行為分100万円を含む、16億8,757万2,000円でございます。

第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、第三者行為分10万円を含む6,836万2,000円でございます。

第3目の一般被保険者療養費につきましては、一般被保険者の療養費としまして1,429万2,000円、第4目の退職被保険者等療養費につきましても、退職被保険者等の療養費37万2,000円でございます。

第5目の審査支払手数料につきましては、診療報酬審査支払手数料及び療養調査手数料524万5,000円でございますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などがございます。

23ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第2項・高額療養費、第1目の一般被保険者高額療養費2億8,703万1,000円、第2目の退職被保険者等高額療養費1,750万8,000円につきましては、医療費が高額になった場合に、一部負担給付をするものでございます。

第3目の一般被保険者高額介護合算療養費として50万円、第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費10万円でございますが、医療保険分と介護保険分に係る自己負担額を合算しまして、決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。

24ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第4項・出産育児諸費、第1目の出産育児一時金840万円は、20件分を見込んだものでございます。

第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会を通して、直接払いをするための経費5,000円でございます。

25ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第5項・葬祭諸費、第1目・葬祭費250万円は、50件分を見込んだものでございます。

26ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに後期高齢者支援金等、第1目の後期高齢者支援金につきましては、2億7,296万円でございますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付にあてるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものでございます。

第2目の後期高齢者関係事務費拠出金2万5,000円につきましても同様に、事務費として支出するものでございます。

27ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに前期高齢者納付金等、第1目の前期高齢者納付金につきましては、18万円ございまして、65歳から74歳の前期高齢者に係る医療費を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するための納付金でございます。

第2目の前期高齢者関係事務費拠出金2万円につきましても、社会保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。

第5款、第1項ともに老人保健拠出金、第1目の老人保健医療費拠出金28万5,000円でございますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の拠出金で、社会保険診療報酬支

払基金へ拠出するものでございます。

第2目の老人保健事務費拠出金1万9,000円も、社会保険診療報酬支払基金に事務費として拠出するものでございます。

29ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金は、1億1,800万円でございますが、介護保険の第2号被保険者、40歳から64歳に係る割り当てられた保険料を、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

30ページをご覧ください。

第7款、第1項ともに共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金9,806万8,000円でございますが、レセプト1件80万円を超える高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国民健康保険団体連合会から割り当てられた額を拠出するものでございます。

第3目・その他共同事業事務費拠出金1,000円は、三重県国民健康保険団体連合会に対して退職被保険者の資格、年金受給状況等の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。

第4目・保険財政共同安定化事業拠出金4億6,587万4,000円でございますが、レセプト1件1円以上80万円未満の医療費の支払いに当たり、財政運営の安定化を図るための共同事業で、割り当てられた額を三重県国民健康保険団体連合会へ拠出するものでございます。

31ページをご覧ください。

第8款・保健事業費、第1項、第1目ともに特定健康診査等事業2,160万2,000円につきましては、40歳から74歳の被保険者を対象に行う、生活習慣病予防のための健診等に係る電算事務委託料、健診委託料などの経費でございます。

32ページをご覧ください。

第8款、第2項ともに保健事業費、第1目の保健衛生普及費743万4,000円につきましては、国民健康保険保健事業として医療費通知に係る経費や、脳ドック検診などにかかる経費でございます。

33ページをご覧ください。

第9款、第1項ともに基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円につきましては、財政調整基金の積立利息でございます。

34ページをご覧ください。

第10款、第1項ともに公債費、第1目の利子24万3,000円につきましては、一時借入金利息でございます。

35ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項・償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の1,042万7,000円です。第2目・退職被保険者等保険料還付金20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金でございます。

この一般被保険者保険料還付金1,042万7,000円につきましては、厚生労働省の保険料徴収システムの不備により、後期高齢者医療保険料の軽減判定が一部正しく行われていないといった問題が、全国的に発生いたしておりますが、国民健康保険料の算定システムにおきましても、システム設計が似通っていることから、同様の問題が発生しており、現在、どちらの保険料につきましても確認作業を進めております。

今回は、還付の可能性のある最大対象者数203件分を見込み、その金額を予算計上させていただきましたが、今後、調査を進めることによりまして、大半は、還付の必要がなくなるのではないかと考えております。

36ページをご覧ください。

第13款、第1項、第1目ともに予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円でございます。

以上で、議案第19号 平成29年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

上ノ坊健二住民課長

続きまして、議案第20号 平成29年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度 紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,864万8,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、内容につきまして、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、予算書の6ページをご覧ください。

第1款、第1項ともに後期高齢者医療保険料、第1目の特別徴収保険料9,566万5,000円と、第2目の普通徴収保険料4,688万3,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の算出に基づいております。

第2款・使用料及び手数料、第1項・手数料、第2目・督促手数料は、保険料督促に係る手数料1,000円でございます。

第4款・繰入金、第1項・一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金につきましては、3億1,284万9,000円でございますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをご覧ください。

第2目・保険基盤安定繰入金8,774万9,000円につきましては、保険料軽減分に係る繰入金でございます。

第6款・諸収入、第1項・延滞金、加算金及び過料、第1目の延滞金につきましては、1,000円計上してございます。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金395万円と、第2目の還付加算金155万円のあわせて550万円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に、過誤が生じた際の還付金でございます。

次に、歳出につきまして、9ページをご覧ください。

第1款・総務費、第1項・総務管理費、第1目の一般管理費978万3,000円につつま

しては、職員人件費として職員1名分964万6,000円、一般事務事業13万7,000円は、事務費などがございます。

10ページをご覧ください。

第1款・総務費、第2項・徴収費、第1目の徴収費59万7,000円につきましては、保険料徴収事業として普通徴収に係る保険料を徴収するための経費でございます。

11ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金5億3,276万8,000円につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を見込んだものでございます。

12ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金550万円につきましては、過年度分の保険料の過誤納等に係る被保険者への還付金として歳入と同額でございます。

この保険料還付金550万円ではありますが、国保会計でも、ご説明させていただきましたとおり、厚生労働省の保険料徴収システムの不備を踏まえまして、還付の可能性のある最大対象者数61件分を見込み、その金額を予算計上させていただきましたが、今後、調査を進めることによりまして、国保同様、大半は、還付の必要がなくなるのではないかと、考えております。

以上で議案第20号 平成29年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

玉津充議長

ここで、暫時休憩します。3時20分まで休憩とします。

(午後 3時 06分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第26

玉津充議長

次に、議案第21号についての内容の説明を求めます。

堀福祉保健課長。

堀秀俊福祉保健課長

それでは、議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成29年度 紀北町介護サービス事業特別会計予算

平成29年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,460万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成29年3月2日 提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき、歳入予算から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

第1款・サービス収入、第1項・介護給付費収入、第1目・居宅介護サービス費収入は605万1,000円であります。短期入所生活介護費収入でありまして、保険者収入456万円と利用者収入149万1,000円であります。

第2目・施設介護サービス費収入は、1億6,084万3,000円で、保険者収入1億3,709万

4,000円と、利用者収入2,374万9,000円であります。

第4款・寄附金、第1項・寄附金、第1目・老人ホーム寄附金は、1,000円を計上するものであります。

7ページをご覧ください。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金は、1,505万9,000円であります。

第2項・他会計繰入金、第1目・一般会計繰入金は、90万円であります。地域介護・福祉空間整備事業、特養の防犯対策事業に係る一般会計からの繰入金であります。

8ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに繰越金は、歳計剰余金の1,000円を計上するものであります。

第7款・諸収入、第1項・受託事業収入、第1目・介護サービス事業受託事業収入は、要介護認定調査受託事業収入として、1,000円を計上するものであります。

第2項・雑入、第1目・雑入は30万7,000円あります。嘱託職員等雇用保険料等であります。

9ページをお願いします。

第3項・利用料減免補助金、第1目・利用者負担額補助金は、143万8,000円でありまして、広域連合からの低所得者の利用者軽減措置負担に係る補助金収入であります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

第1款・総務費、第1項・施設管理費、第1目・一般管理費は、1億8,063万円あります。内容につきましては、職員人件費が正職員15名分で、9,188万円、嘱託職員等賃金は、20名分で4,810万2,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は4,042万3,000円でありまして、嘱託医報酬、賄材料費等に加え、本年度は、施設の安全対策として、防犯カメラ等を設置するための工事請負費234万円を計上しております。

また、利用者育成事業は、夏祭り、クリスマス会等の執行経費22万5,000円あります。

続きまして、13ページをご覧ください。

第2款・サービス事業費、第1項・居宅サービス事業費、第1目・居宅介護サービス事業費は、392万7,000円で、短期入所生活介護、ショートステイ事業にかかる経費でありま

す。

続きまして、14ページをご覧ください。

第4款・第1項・公債費、第1目・利子につきましては、一時借入金の利子4万4,000円
であります。

以上で、議案第21号 平成29年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わら
せていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第27

玉津充議長

次に、議案第22号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

議案第22号 平成29年度 紀北町水道事業会計予算をご説明いたします。

平成29年度からは、簡易水道事業を上水道事業に経営統合しますので、予算書から簡易
水道事業科目はなくなります。このため予算額は、28年度までの簡易水道事業分を上水道
事業分に合計した、収入支出額として計上しております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度 紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水戸数 8,907戸

第2号 年間総給水量 238万6,370 m³

第3号 一日平均水量 6,538m³

第4号 主な建設改良事業 江の浦大橋耐震補強工事に伴う支障移転工事（設計業務
608万円）を含んでおります。5,608万円。

上里地区配水管布設替工事（第2工区）	5,365万円
三浦地区配水管布設替工事（第6工区）	2,060万9,000円
三浦浄水場設備更新事業（受水槽）	1,942万5,000円
（収益的収入及び支出）	

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款・水道事業収益	4億1,869万8,000円
第1項・営業収益	3億3,861万1,000円
第2項・営業外収益	8,008万7,000円
支出 第1款・水道事業費用	4億 290万1,000円
第1項・営業費用	3億6,800万2,000円
第2項・営業外費用	3,483万3,000円
第3項・特別損失	6万6,000円

2ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,421万1,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,006万3,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,414万8,000円で補てんするものとする。）。

収入 第1款・資本的収入	1億9,229万3,000円
第1項・負担金	400万円
第2項・補助金	4,849万3,000円
第3項・企業債	1億3,980万円
支出 第1款・資本的支出	3億2,650万4,000円
第1項・建設改良費	1億9,631万8,000円
第2項・企業債償還金	1億3,018万6,000円

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 上水道建設改良資金にあてるため、限度額1億3,980万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は7,000万円と定める。

3ページをお願いします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費 7,939万5,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,746万5,000円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は1,013万3,000円と定める。

平成29年3月2日提出

紀北町長 尾上壽一

予算内容につきましては、32ページをお願いいたします。

平成29年度紀北町水道事業会計予算実施計画説明書収益的収入及び支出でございます。

収入、第1款・水道事業収益4億1,869万8,000円で、前年度予定額に対し1,425万8,000円減額しております。

第1項・営業収益3億3,861万1,000円で、第1目・給水収益は、3億3,429万3,000円で、上水道料金収入でございます。

第2目・その他の営業収益は431万8,000円で、主なものとしましては、銚子川の伏流水を使ったボトルウォーター2万9,088本分の売却収益201万3,000円等でございます。

33ページをお願いいたします。

第2項・営業外収益8,008万7,000円、第1目・受取利息及び配当金2,000円、第2目・補助金897万3,000円 これは企業債償還利子補助金でございます。

第3目・長期前受金戻入7,091万4,000円、第4目・雑収益19万8,000円、土地貸付料19万

7,000円等でございます。

34ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款・水道事業費用は4億290万1,000円で、前年度予定額に対しまして、1,421万8,000円減額しております。

第1項・営業費用3億6,800万2,000円、第1目・原水及び浄水費は5,093万7,000円で、上水道の原水及び浄水設備の維持管理にかかる費用でございます。主なものとして、動力費3,540万7,000円水源地の電気代等でございます。委託料1,081万5,000円は原水及び処理水の水質検査委託料等でございます。

第2目・配水及び給水費1,715万1,000円、これは配水池及び給水管の維持管理に要する費用等でございます。

35ページをお願いいたします。

第3目・総係費1億122万3,000円、上水道の水道料金の調定、料金収納事務、人件費等を含めた事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしては、報酬22万円は、水道水源保護審議会委員報酬でございます。

給料、3,983万9,000円は、職員10名分等の給料等でございます。

36ページにかけましては、賃金410万4,000円、嘱託職員2名分の賃金、委託料998万8,000円は、電算システムや検針・集金業務委託料等でございます。

37ページをお願いします。

第4目・減価償却費1億9,120万5,000円でございます。

第5目・資産減耗費488万8,000円で、布設替え等による固定資産の除却によるものでございます。

第6目・その他の営業費用259万8,000円で、材料売却原価等でございます。

38ページをお願いいたします。

第2項・営業外費用3,483万3,000円、第1目・支払利息及び企業債取扱諸費2,707万1,000円、上水道企業債利子償還金2,706万1,000円等でございます。

第2目・消費税及び地方消費税776万1,000円、予定納付額でございます。

第3目・雑支出は、1,000円を予算措置しております。

第3項・特別損失6万6,000円、第1目・過年度損益修正損6万6,000円、水道料金過誤納還付金でございます。

39ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入1億9,229万3,000円で前年度予定額に対しまして、3,532万円の増額でございます。

第1項・負担金、第1目・負担金400万円は、消火栓設置工事負担金で10基分を予定しております。

第2項・補助金、第1目・補助金4,849万3,000円で、一般会計補助金で企業債償還元金補助金でございます。

第3項・企業債、第1目・企業債1億3,980万円は、建設改良工事に伴う借り入れ分でございます。

40ページをお願いします。

支出でございます。

第1款・資本的支出3億2,650万4,000円で、前年度予定額に対しまして、321万6,000円の減額でございます。

第1項・建設改良費1億9,361万8,000円で、第1目・上水道改良費1億5,940万円で、主なものとしましては、工事請負費の、江の浦大橋耐震補強工事に伴う支障移転工事5,000万円、上里地区配水管布設替工事5,365万円等でございます。

給与関係は、設計技師1名分をみております。

41ページをお願いいたします。

第2目・固定資産購入費3,691万8,000円でございます。主なものとしましては機械及び装置購入費、三浦浄水場設備更新工事（受水槽）1,942万5,000円等でございます。

第2款・企業債償還元金、第1項・企業債償還元金は1億3,018万6,000円で、企業債償還元金1億3,018万6,000円でございます。

以上で、議案第22号 平成29年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

玉津充議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日、3月3日、本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月3日の金曜日、本会議で行うことに決定しました。

玉津充議長

ここで、追加議案が提出されておりますので、追加議事日程配付のため、暫時休憩とします。この場で休憩いたします。

(午後 3時 41分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午後 3時 42分)

追加日程第1

玉津充議長

お諮りします。

ただいま配付しました2件を追加し、別紙議事日程表のとおり追加日程として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、この2件を日程に追加し、別紙議事日程表のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第1号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議についてを議題と

します。

事務局より朗読を求めます。

脇事務局長。

脇俊明議会議務局長

ただいま配付させていただきました、発議案の1ページをご覧ください。

発議第1号 議員定数検討特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議員定数検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 議員定数検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条
3. 目的 紀北町議会議員の定数に関する調査検討
4. 委員の定数 13人（ただし議長を除く）
5. 調査期限 調査が終了するまで閉会中もなお審査を行うことができる。
6. 予算措置 既決予算の中で措置する。

平成29年3月2日

紀北町議会議長 玉津充

以上でございます。

玉津充議長

本件については、紀北町議会議員の定数に関する調査検討を行うため、委員会条例第6条の規定により、議長を除く、議員13人で構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、調査期間については、調査が終了するまでとし、閉会中もなお、審査を行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、紀北町議会議員の定数に関する調査検討にあたっては、議長を除く、議員13人で構成する議員定数検討特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、調査期限については、調査が終了するまでとし、閉会中もなお、審査を行うことに決定します。

特別委員会の設置がなされましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに

議員定数検討特別委員会を招集し、正副委員長の互選を行うことにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長委員が行うこととなります。また、委員長が決定しましたら、新委員の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

玉津充議長

それでは、ここで暫時休憩とします。4時5分まで休憩とします。

(午後 3時 47分)

玉津充議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 05分)

玉津充議長

ただいまの互選結果について報告します。

議員定数検討特別委員長に、東 清剛君。

副委員長に、瀧本 攻君が、就任されました。

議員定数検討にあたっては、よろしく申し上げます。

追加日程第2

玉津充議長

次に、追加日程第2 意見書案第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提案者から趣旨説明を求めます。

太田哲生君。

5番 太田哲生議員

5番 太田。

それでは、意見書案第2号について、趣旨説明をさせていただきます。

意見書案第2号

平成29年3月2日

紀北町議会議長 玉津充様

提案者 紀北町議会議員 太田哲生

賛成者 紀北町議会議員 家崎仁行

賛成者 紀北町議会議員 大西瑞香

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

次のページをお願いいたします。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められるている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議会への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月2日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 玉津 充

衆議院議長 大島 理森様

参議院議長 伊達 忠一様

内閣総理大臣 安倍 晋三様

内閣官房長官 菅 義偉様

財務大臣 麻生 太郎様

総務大臣 高市 早苗様

厚生労働大臣 塩崎 恭久様

以上で趣旨説明を終わります。

意見書のちょっと発言の訂正をお願いいたします。

町村では「議員への」を、「議会への」と読んだそうでございます。訂正をお願いいたします。

玉津充議長

以上で趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

ちょっと質疑をさせていただきます。この厚生年金制度そのものがね、既に4年ぐらい、5年ぐらい経っておるかな。その前にあったんですが、実際に今では議員のなり手が少なくなりました。それは後の保障がないということもあって、こういうものが出たと思うんですが、実際には、近隣市町を見ても、そんなに、なり手がいないということではないと思います。

それともう1つは、この年金制度、やっぱり公費も含めてね、やっぱり要ることになると。はたしてそれが、町民の方にいいのかどうか。公費を使ってでも、この年金制度が必要なんだと、人材が集まらないのだということは、ちょっと私、計りかねるんですが、その点をひとつお聞かせいただきたいと思います。

玉津充議長

太田哲生君。

5番 太田哲生議員

ただいまの質問にお答えいたします。

なぜ意見書を提出するかということなんですけど、先ほど説明した趣旨のとおりでございます。そこで言うておりますのが、簡単に言いますと、地方分権時代にふさわしい、若

くて優秀な人材の確保でございます。また全国的に地方議会で、意見書を国会、政府などに提出しております。厚生年金に加入いたしますと、当然、事業者負担、地方公共団体分の負担が生じます。

以上でございます。

玉津充議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

今の説明の中ででもね、述べられましたけども、実際にはね、公費を使ってでも、その人材が求められるのかどうか。そうでは、どうもないように、私は思うんですが、そこら辺を再度ひとつお願いします。

玉津充議長

太田哲生君。

5番 太田哲生議員

先ほど言いましたとおり、やっぱり若くて優秀な人材をとるには、厚生年金の加入の制度が必要だと考えております。

以上でございます。

玉津充議長

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

この意見書案の中で、少しわかりにくいところがあるので、お伺いします。終わりのほうなんですけれども、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備をと、いうことになっておりますので、今の制度のままでは、私たちは特別公務員ですし、厚生年金に法律的にはできないわけですよ。

それで、法律を変えてほしいという趣旨と、私は理解したんですけども、それでよろしいでしょうか。

玉津充議長

太田哲生君。

5番 太田哲生議員

ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの趣旨説明なんですけども、最後のほうに地方議会議員の厚生年金制度加入のためには、法整備を早急に実現するように強く要望するとなっております。それで、現在は法整備ができておりません。

以上でございます。

玉津充議長

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

反対討論させていただきます。

この年金制度そのものは、実際に歳費の関係をみても、各市町でも随分格差がございます。そういう意味では、当町も非常に頑張っておられる議員ばかりだと、私は思っております。それだけに公費なんかもできるだけ使わずに、これからも頑張っていくということが必要ではないかと。

今、世間ではいろいろ政務活動費の問題とか、そういうことでいろいろ言われておりますけれど、この議会の中では、みんな真面目にやっていると思います。そういう点で、ここで今、共済年金を新たに要請するというのは、私は反対ということで、この討論をさせていただきます。

以上です。

玉津充議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

玉津充議長

これで討論を終了し、採決します。

お諮りします。

追加日程第2 意見書案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

玉津充議長

挙手多数です。

したがって、意見書案第2号については、原案のとおり可決することに決定しました。

玉津充議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、一般質問通告書の締切は、明日、3日の午後1時までであります。締め切り時間については十分注意していただき、できるだけ早めに、提出していただきますようお願いいたします。

本日はこれで散会とします。

(午後 4時 15分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 9 年 6 月 6 日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻